

始良中央地区合併協議会 第 40 回会議



平成 17 年 9 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分

国分シビックセンター多目的ホール

第 40 回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 17 年 9 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 霧島市市章採用品表彰
4. 諸般の報告
5. 議 事
(報告事項)
 - 報告第 47 号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目 24）
 - 報告第 48 号 交通関係事業の取扱いについて（協定項目 25- 7 ）
 - 報告第 49 号- 特別職の身分の取扱いについて（協定項目 12）
 - 報告第 49 号- 特別職の身分の取扱いについて（協定項目 12）
 - 報告第 50 号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 16）
 - 報告第 51 号 消防団の取扱いについて（協定項目 23）
 - 報告第 52 号 消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目 25- 6 ）
 - 報告第 40 号- 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目 25-16- ）
 - 報告第 44 号- 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目 25-16- ）
 - 報告第 39 号- 社会教育事業の取扱いについて（協定項目 25-22）
 - 報告第 54 号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて
(協定項目 25-27-)
6. 新市まちづくり計画（実施計画）について
7. コミュニティ検討委員会意見書及び共生・協働のまちづくり指針（素案）について
8. その他
 - 「霧島市公共施設名称」について
 - 次回の会議日程等について
9. 閉 会

< 次回の協議会の開催日程 >

第 41 回協議会は、10 月 31 日（月）午後 1 時 30 分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き)

第40回協議会

期 日	内 容	備 考
8月17日(水)	保険年金(老保)分科会 9:30 国分市 消防防災(消防)分科会 9:30 国分市 環境衛生分科会 9:30 霧島町 第39回協議会 13:30 多目的ホール 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 税務:法人税担当者会 13:30 国分市 会計支出担当者会 13:30 国分市	生保福班 総消議班 生保福班 総消議班 教育班 財政班 財政班
8月18日(木)	議会分科会 9:30 国分市 消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 税務:個人住民税分科会 13:30 福山町 税務:国民健康保険税分科会 13:30 福山町	総消議班 総消議班 総消議班 財政班 財政班
8月19日(金)	議会分科会 9:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 国分市 税務:固定資産税担当係長会 13:30 国分市	総消議班 生保福班 財政班
8月22日(月)	水道分科会 13:30 国分市 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 総務専門部会 13:30 国分市	建水班 教育班 総消議班
8月23日(火)	税務:窓口・庶務分科会 9:30 隼人町 第5回サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 隼人町 会計分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市	財政班 プロジェクト班 生保福班 財政班 教育班
8月24日(水)	本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	総消議班 建水班 教育班
8月25日(木)	税務:収納・徴収担当者会 9:30 国分市 耕地分科会 9:30 横川町 住民(住基戸籍)分科会 9:30 隼人町 税務:入湯税分科会 9:30 横川町 消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 都市整備分科会 9:30 隼人町 社会福祉(障害者)分科会 9:30 国分市 介護保険その他作業班 9:30 溝辺町 第45回幹事会 13:30 多目的ホール 第7回合併準備会 多目的ホール 税務:個人住民税分科会 15:00 国分市	財政班 産経班 生保福班 財政班 総消議班 建水班 生保福班 生保福班 総消議班 総消議班 財政班
8月26日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 農政分科会 9:30 国分市 財政ワーキング 10:00 国分市 特別職報酬等検討委員会 10:00 国分市 企画広報(地域情報)分科会 13:30 国分市 税務:固定資産税担当係長会 13:30 国分市 過疎計画打合せ 13:30 国分市	教育班 産経班 財政班 総消議班 企画班 財政班 プロジェクト班

期 日	内 容	備 考
8月29日(月)	消防防災(交通防犯)分科会 9:30 国分市 財政(税務)専門部会 13:30 隼人町 高齢・介護・健康合同分科会 13:30 隼人町 水道分科会 13:30 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 生活環境専門部会 13:30 国分市 建設専門部会 14:00 国分市	総消議班 財 政 班 生保福班 建 水 班 教 育 班 生保福班 建 水 班
8月30日(火)	農政分科会 9:30 国分市 保健福祉(健康増進)専門部会 9:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 霧島町 社会教育分科会 13:30 溝辺町	産 経 班 生保福班 生保福班 教 育 班
8月31日(水)	社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 林務分科会 9:30 国分市 環境衛生分科会 9:30 霧島町 建築住宅分科会 13:30 国分市 耕地分科会 13:30 横川町	教 育 班 産 経 班 生保福班 建 水 班 産 経 班
9月1日(木)	都市整備分科会 9:30 溝辺町 本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 社会教育(文化財)分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 企画広報(地域情報)分科会 13:30 国分市 児童福祉分科会 13:30 隼人町	建 水 班 総消議班 教 育 班 教 育 班 企 画 班 生保福班
9月2日(金)	特別職報酬等検討委員会 13:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 牧園町 会計支出担当社会 13:30 国分市	総消議班 生保福班 財 政 班
9月3日(土)	財政プロジェクト 15:00 国分市	財 政 班
9月7日(水)	社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 保育所分科会 9:30 隼人町 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 会計分科会 13:30 国分市 企画専門部会 15:00 国分市 まちづくり計画プロジェクト・ワーキング会議 16:00 国分市	教 育 班 教 育 班 教 育 班 財 政 班 企 画 班 企 画 班
9月8日(木)	都市整備分科会 9:30 隼人町 広報分科会 9:30 国分市 本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市	建 水 班 企 画 班 総消議班
9月9日(金)	税務：固定資産税担当係長会 9:30 国分市 消防防災(消防)分科会 13:30 国分市 財政ワーキング 15:00 国分市	財 政 班 総消議班 財 政 班
9月10日(土)	総務専門部会 13:00 国分市	総消議班
9月12日(月)	耕地分科会 10:00 横川町 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 教育専門部会(社会体育) 16:00 国分市	産 経 班 教 育 班 建 水 班 教 育 班

期 日	内 容	備 考
9月13日(火)	建築住宅分科会 9:00 国分市 税務：固定資産税担当社会 9:30 国分市 文書法制選挙(選挙)分科会 10:00 国分市 サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市 税務：固定資産税担当者会 13:30 国分市 農業委員会分科会 13:30 国分市	建水班 財政班 総消議班 プロジェクト班 財政班 産経班
9月14日(水)	環境衛生分科会 13:30 隼人町 会計分科会 13:30 国分市 林務分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 国分市 本庁舎レイアウト打合せ 15:00 国分市	生保福班 財政班 産経班 教育班 生保福班 総消議班
9月15日(木)	都市整備分科会 9:30 国分市 第46回幹事会 13:30 多目的ホール 第8回合併準備会 16:45 多目的ホール 税務：収納・徴収担当者会 13:30 国分市	建水班 総消議班 総消議班 財政班
9月16日(金)	税務：窓口・庶務打合せ会 13:30 国分市 高齢者福祉計画等策定委員会 15:00 国分市	財政班 生保福班
9月20日(火)	本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 水道分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市	総消議班 建水班 教育班
9月21日(水)	社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 第40回協議会 13:30 多目的ホール 建築住宅分科会 13:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市	教育班 総消議班 建水班 教育班

電算班・・・各業務グループごとに、関係の分科会・専門部会・関係者と連携を図り、システムの統合・構築に向けて随時会議等を開催している。

< 今後の予定 >

期 日	内 容	備 考
9月26日(月)	水道分科会 13:30 国分市	建水班
9月27日(火)	社会教育分科会 13:30 国分市	教育班
9月28日(水)	社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 本庁舎レイアウト打合せ 10:00 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市	教育班 財政班 教育班 建水班
9月29日(木)	第9回合併準備会 10:00 国分市 第47回幹事会 13:30 国分市	総消議班 総消議班
9月30日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市	教育班
10月3日(月)	水道分科会 13:30 国分市 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町	建水班 教育班
10月4日(火)	社会教育分科会 13:30 国分市	教育班
10月5日(水)	社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市	教育班 建水班

期 日	内 容	備 考
10月6日(木)	第10回合併準備会 10:00 多目的ホール	総消議班
10月7日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市	教育班
10月11日(火)	社会教育分科会 13:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市	教育班 建水班
10月12日(水)	社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市	教育班 建水班
10月13日(木)	第11回合併準備会 10:00 多目的ホール 第48回幹事会 13:30 多目的ホール	総消議班 総消議班
10月14日(木)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市	教育班
10月20日(木)	第12回合併準備会 10:00 多目的ホール 第49回幹事会 13:30 多目的ホール	総消議班 総消議班
10月26日(水)	第13回合併準備会 10:00 多目的ホール 第50回幹事会 13:30 多目的ホール	総消議班 総消議班
10月31日(月)	第41回合併協議会 13:30 多目的ホール	総消議班

自治会・行政連絡機構の取扱いについて(協定項目24)

自治会・行政連絡機構の取扱いについて、平成16年6月10日(協議第67号)協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

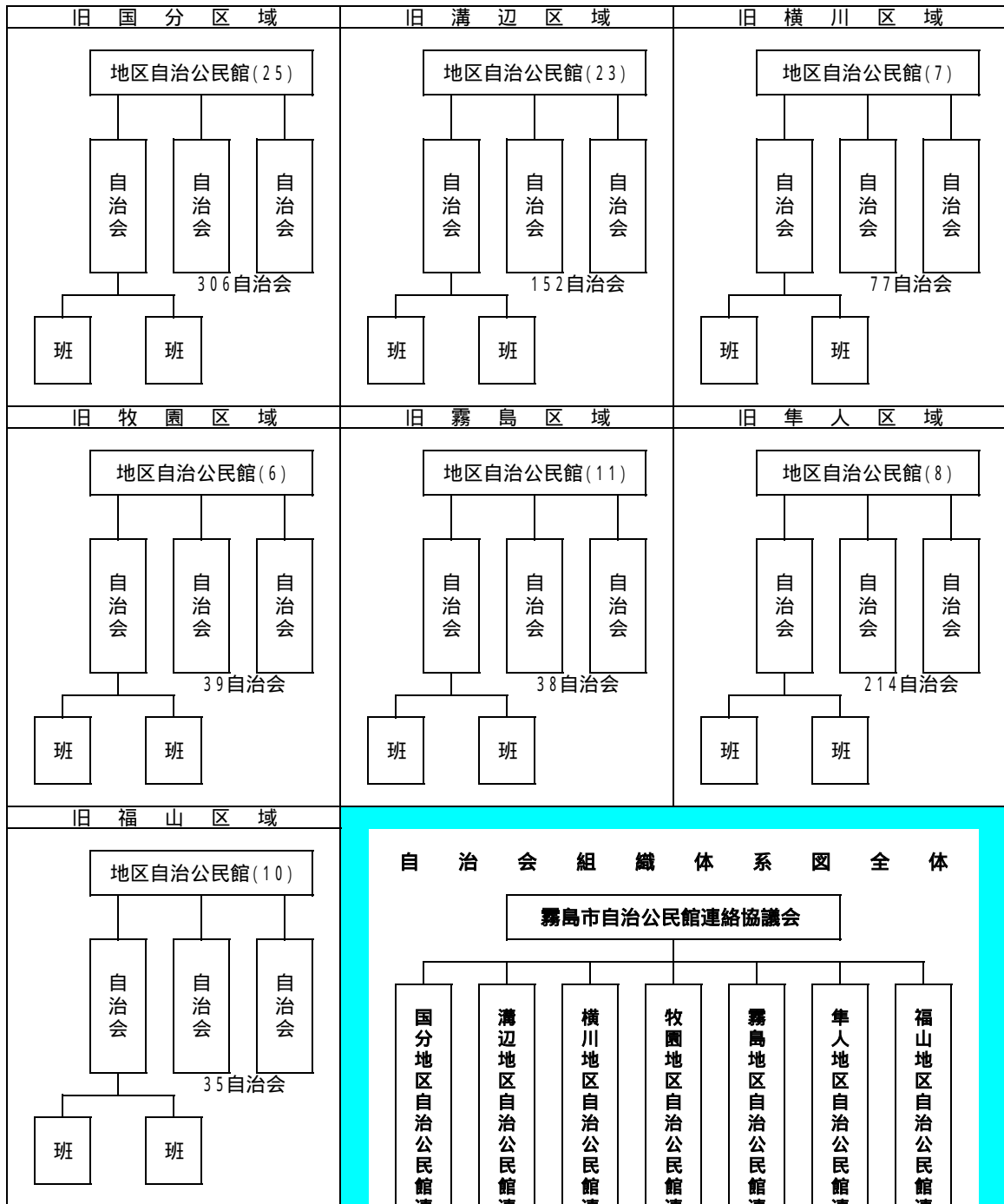
平成17年9月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

別紙

24 自治会・行政連絡機構		関係項目	
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	自治組織の名称	自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。	新市では、第1階層の自治組織を「地区自治公民館」、第2階層の自治組織を「自治会」という統一した名称で呼ぶこととする。

自治会組織体系図



交通関係事業の取扱いについて（協定項目 2 5 - 7）

交通関係事業の取扱いについて、平成 1 5 年 9 月 2 5 日（協議第 1 3 号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

2 5 - 7 交通関係事業		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 交通安全専門指導員	8、交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整する。	<p>1、交通安全専門指導員を国分地区に2人、隼人地区に2人の合計4人配置する。</p> <p>国分地区の2人については国分市、霧島町、福山町を担当地区とし、隼人地区の2人については溝辺町、横川町、牧園町、隼人町を担当地区とする。</p> <p>2、交通安全専門指導員の導入の時期は平成18年4月1日とする。</p> <p>3、主な職務内容としては交通指導、交通教育、交通事故相談等とする。</p>

特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）

特別職の身分の取扱いについて、平成15年10月23日（協議第15号）協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

1 2 特別職の身分の取扱い		関係項目			
協議項目		協議決定された調整方針		具体的な調整結果	
1	特別職の給料の額	1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。		市長	月額 980,000 円
				助役	月額 764,000 円
				収入役	月額 705,000 円
				教育長	月額 705,000 円
2	議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額	2 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。		<p>(議会)</p> <p>議会議長 月額 490,000 円</p> <p>議会副議長 月額 382,000 円</p> <p>議会常任委員会委員長 月額 362,000 円</p> <p>議会運営委員会委員長 月額 362,000 円</p> <p>議会議員 月額 352,000 円</p> <p>(農業委員会)</p> <p>農業委員会会長 月額 79,600 円</p> <p>農業委員会会長代理及び部会長 月額 60,700 円</p> <p>農業委員会委員 月額 50,600 円</p> <p>(消防団)</p> <p>連合団長 年額 190,300 円</p> <p>団長 年額 175,600 円</p> <p>副団長 年額 128,400 円</p> <p>分団長 年額 93,700 円</p> <p>副分団長 年額 71,000 円</p> <p>部長 年額 65,100 円</p> <p>班長 年額 54,000 円</p> <p>団員 年額 49,000 円</p> <p>機関員 年額 36,000 円</p>	
3	教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額	3 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。		<p>(教育委員会)</p> <p>教育委員会委員長 月額 69,000 円</p> <p>教育委員会委員 月額 52,300 円</p> <p>(監査委員)</p> <p>監査委員(議会選出) 月額 67,400 円</p> <p>監査委員(識見者) 月額 120,000 円</p> <p>(固定資産評価審査委員会)</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 日額 5,500 円</p> <p>固定資産評価審査委員会委員 日額 5,100 円</p> <p>固定資産評価員 日額 5,100 円</p> <p>(選挙管理委員会)</p> <p>選挙管理委員会委員長 月額 51,800 円</p> <p>選挙管理委員会委員 月額 37,800 円</p> <p>臨時補充委員 日額 5,100 円</p> <p>(公平委員会)</p> <p>公平委員会委員長 日額 7,700 円</p> <p>公平委員会委員 日額 7,100 円</p>	

4	審議会・委員会等の附属機関の委員の報酬額	<p>4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整する。</p> <p>人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。</p>	<p>(情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会会長 日額 25,000 円</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会委員 日額 23,000 円</p> <p>(附属機関)</p> <p>附属機関の委員の長 日額 5,500 円</p> <p>附属機関の委員 日額 5,100 円</p>
---	----------------------	--	---

特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）

特別職の身分の取扱いについて、平成15年10月23日（協議第15号）協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

1 2 特別職の身分の取扱い（監査委員）		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 監査委員	3 監査委員の数、任期については、法令の定めるところによる。	<p>1 監査委員の定数については、地方自治法第 195 条第 2 項の規定に基づき、3 人とする。</p> <p>2 監査委員の任期は、地方自治法第 197 条の規定により、下記のとおりとする。 識見を有する者のうちから選任される者（2 名）・・・4 年 議員のうちから選任される者（1 名）・・・議員の任期による。 ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>3 監査院の勤務形態は、非常勤とする。</p>

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目16）

使用料、手数料等の取扱いについて、平成16年6月10日（協議第66号）協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日 提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

協議項目		関係項目	
66	使用料、手数料等の取扱い	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	使用料	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none">1 同一又は類似する施設のうち、郷土館、歴史民俗資料館等入場料、幼稚園保育料は、平成 18 年度から統一する。2 上記以外で、統一可能な施設については、新市において検討する。
2	手数料	手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none">1 手数料については、別紙のとおり統一する。2 実施時期については、合併時とする。

手数料の現況及び調整結果

(単位:円)

区 分		単位	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市
総務	財産管理所有権移転登記手数料	1筆				4,000				4,000
	財産管理証明手数料	1件				200				
税務	公租公課に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	資産(土地、建物、償却資産)に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	所得額に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	納税に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	国調地図の写しの交付手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	国調成果品の閲覧・交付手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	地籍図の写しの交付手数料(A3サイズまで)	1件		200	200	200	200	200		200
	地籍図の写しの交付手数料(A2以上のサイズ)	1件			1,000	600				1,000
住宅用家屋証明手数料	1件	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
戸籍	戸籍の全部事項又は個人事項証明手数料	1通	450	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍の一部事項証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350	350
	除かれた戸籍の全部事項又は個人事項証明手数料	1通	750							750
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	750	750	750	750	750	750	750	750
	除かれた戸籍の一部事項証明手数料	1件	450	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍に関する届書その他の書類の記載事項証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350	350
	戸籍に関する届出又は申請の受理の証明手数料	1通	350	350	350	350	350	350	350	350
	上記証明の戸籍法施行規則第66条第2項の規定による受理証明書発行手数料	1通	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明発行手数料	1件			200					
戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	
住民登録	住民票謄本交付手数料	1通	200	200	200	200	200 4名以上 300	200	200 6人～ 10人ま で400 以下5 人ごと に200	200
	住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	1通	200	200	200	200	200	200	200	200
	住民票又は戸籍附票の記載事項に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	外国人登録済証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	住民票又は戸籍附票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1件	200							200
	市民カードの交付手数料	1件	200							200
	市民カードの再交付手数料	1件	500							500
	請求者識別カード再交付申請手数料	1件				500				
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件	500	500	500	500	500	500	500	500
	身元又は身分に関する証明手数料	1通	200	200	200	200	200	200	200	200
	本籍、住所又は居所に関する証明手数料	1件	200	200					200	200
印鑑登録証明手数料	1通	200	200	200	200	200	200	200	200	
印鑑登録証再交付手数料	1件	500	200	500	500	500	500	200	500	
臨時運行許可申請手数料	1両	750		750				750	750	
衛生	犬の登録手数料	1頭	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550	550	550	550	550	550	550	550
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340	340	340	340	340	340	340	340
	改葬許可に関する手数料	1件	200		200					200

手数料の現況及び調整結果

(単位:円)

区 分		単位	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市
衛生	一般廃棄物処理手数料			可燃ごみ用袋 大 27 小 16 不燃ごみ用袋 大 30 小 20	可燃ごみ用袋 大 30 中 25 小 20 不燃ごみ用袋 大 25		年額 1,500			
	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件	7,300		6,000	6,000	7,300	7,300	7,300	7,300
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル)に基づく手数料	1機器			1,500	1,500				
	一般廃棄物処理業許可手数料	1件	3,000	7,000			3,000	3,000	3,000	3,000
農林	嘱託登記手数料(所有権移転登記手数料)	1件	4,000			4,000		4,000		4,000
	嘱託登記手数料(登記名義人の変更手数料)	1件	1,500			1,500		1,500		1,500
	鳥獣使用許可証交付手数料	1件	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	諸証明手数料	1件		200					200	200
	農地転用等証明手数料	1件	200					200		200
都計	屋外広告物手数料	1件	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000
建住	公営・市営住宅の駐車場 自動車保管場所承諾証明手数料	1件	200	200		200	200	200	200	200
教育	中央高校入学検定料	1人	2,100							2,100
	中央高校入学料	1人	5,550							5,550
	中央高校証明(卒業、修了、成績、身上)手数料	1件	300							300
	幼稚園入園手数料	1人							1,000	1,000
	教育証明手数料	1件							200	200

消防団の取扱いについて（協定項目 2 3）

消防団の取扱いについて、平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日（協議第 2 3 号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

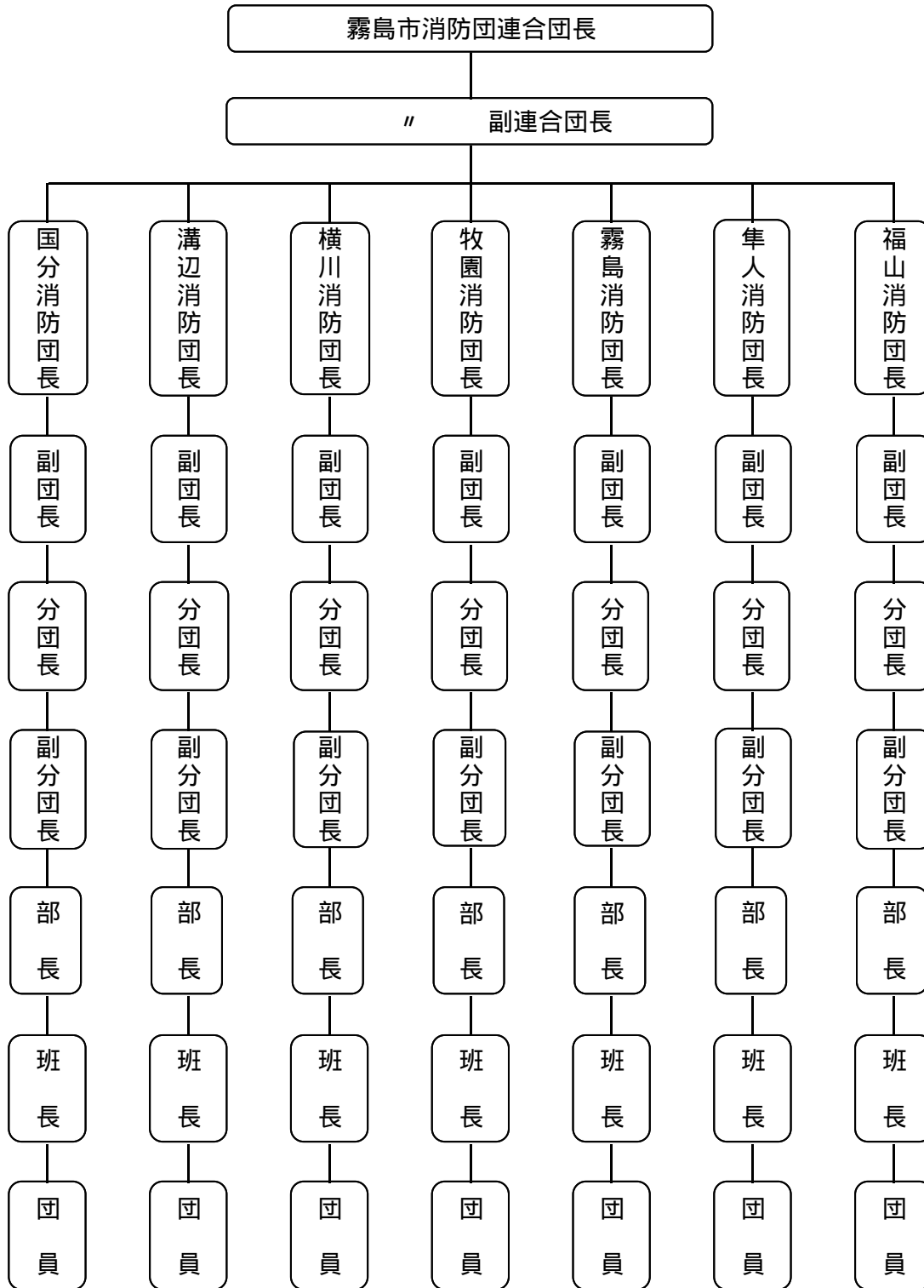
平成 1 7 年 9 月 2 1 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

23 消防団の取扱い	関係項目	
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
消防団の取扱い	各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。	<ol style="list-style-type: none">1 溝辺、横川に「副団長」を1人増員する。2 隼人に「副分団長」を分団数増員する。3 霧島に「部長」を分団数増員する。4 班長は班長以下の総団員数5人につき、1人の割合で全体的な見直しを行う。 具体的には次のとおり：班長以下の団員数が21人の場合 班長4人 班長以下の団員数が23人の場合 班長5人5 連合団長及び副連合団長は、7名の団長による互選により各1名を選出する。6 組織体制は別紙のとおりとする。

【新市の消防団体制】



・連合団長及び副連合団長は、7名の団長による互選により各1名を選出する。

消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目25-6）

消防防災関係事業の取扱いについて、平成15年12月11日（協議第24号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日提出

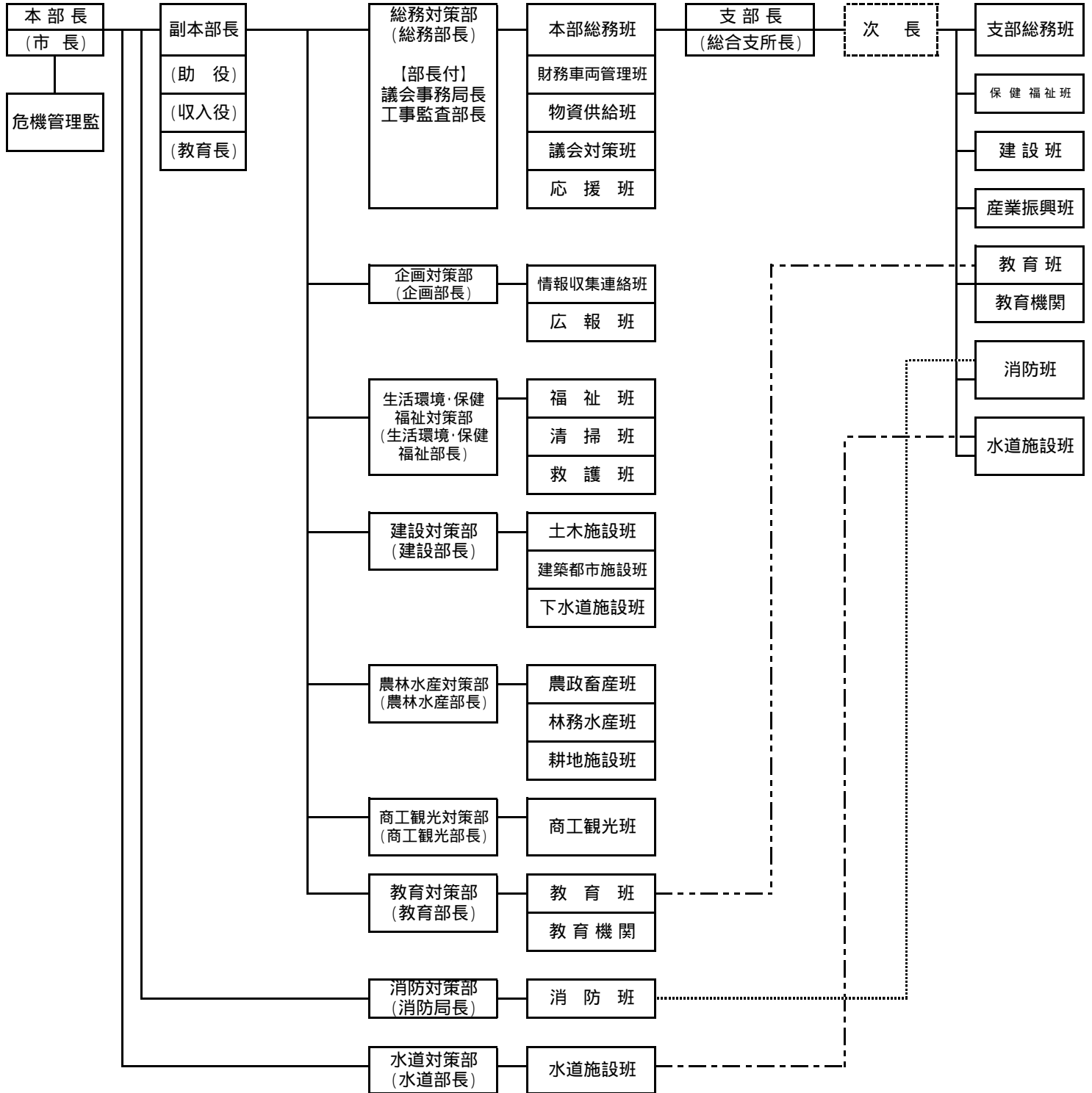
始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

別紙

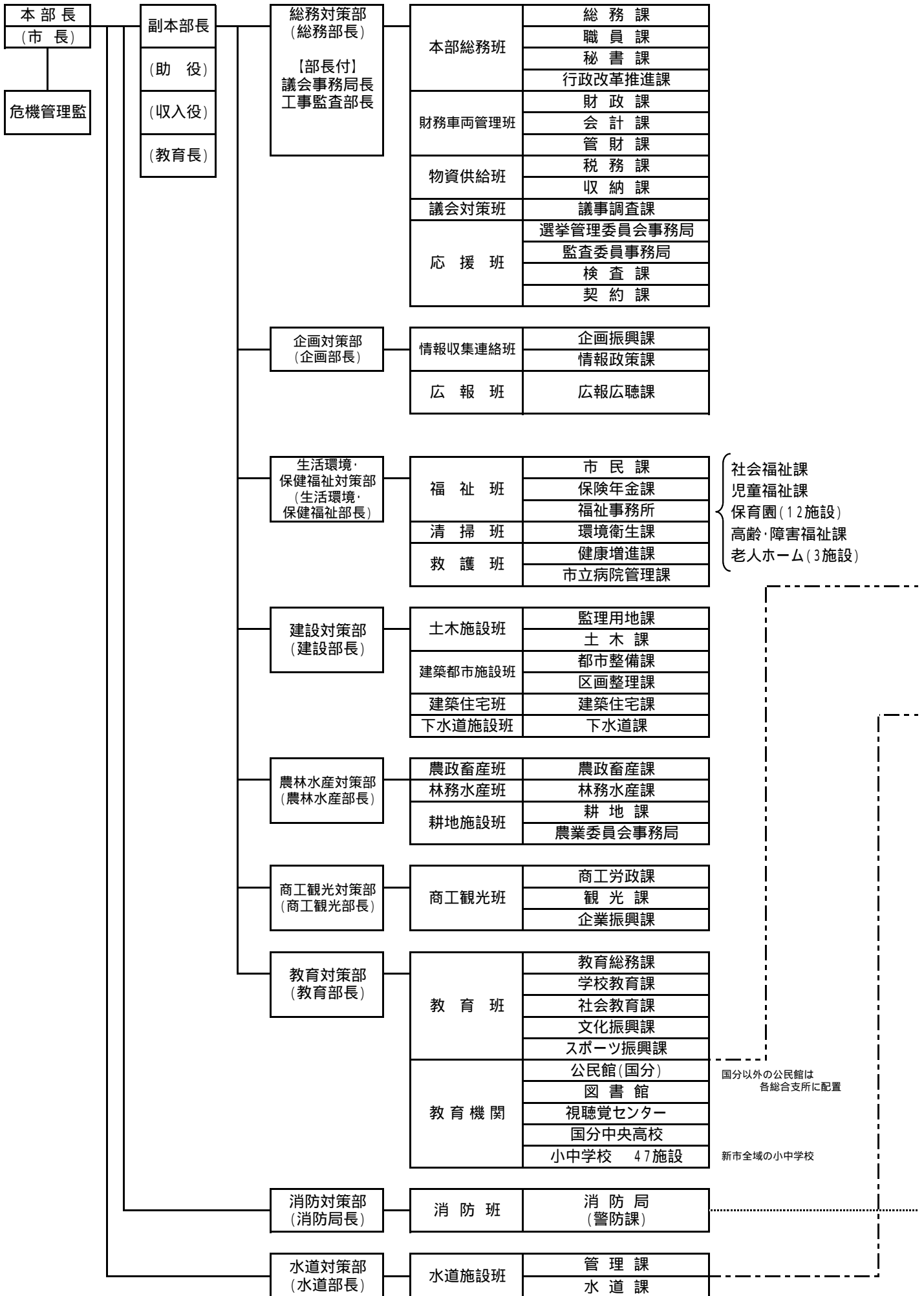
25 - 6 消防防災関係事業		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 災害対策本部の組織編成	2、災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制との整合性を図り、合併までに調整する。	1、災害対策本部の組織編成については別紙1のとおりとする。

霧島市の防災体制(案)

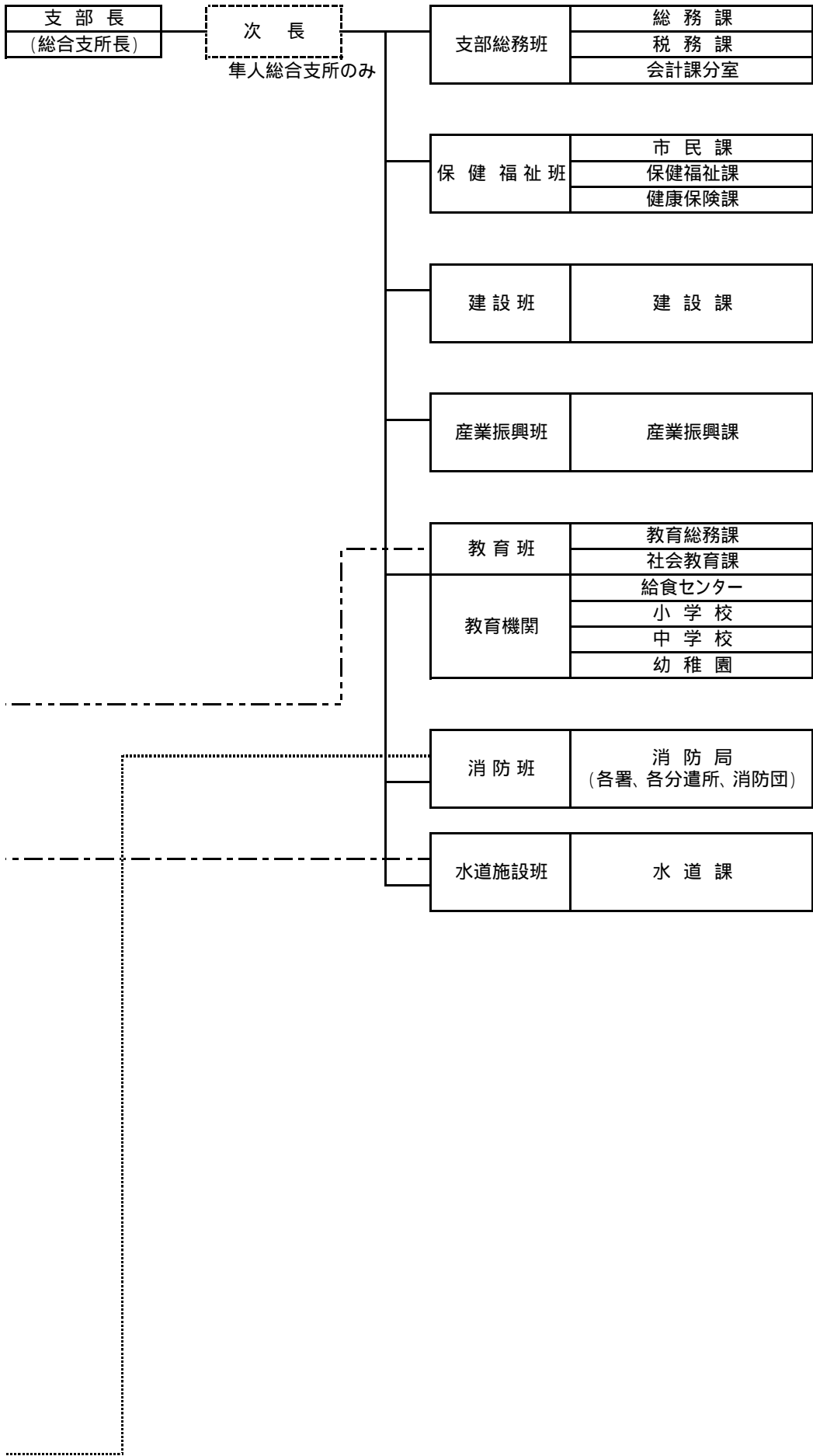
(風水害・地震・火山)災害対策本部・組織図

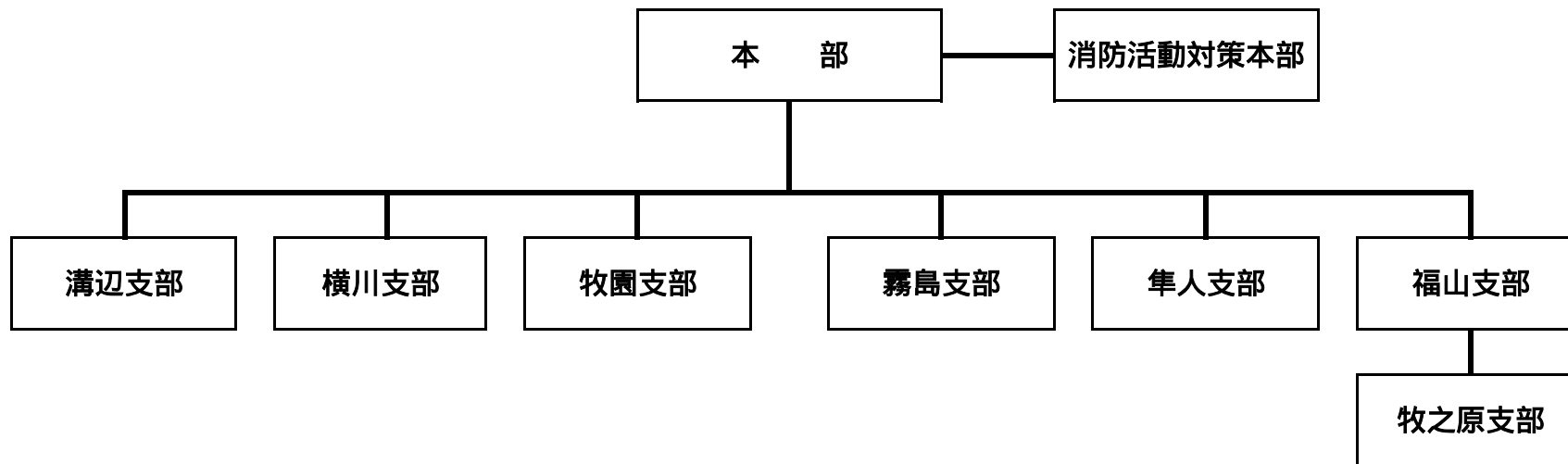


(風水害・地震・火山)災害対策本部・組織図



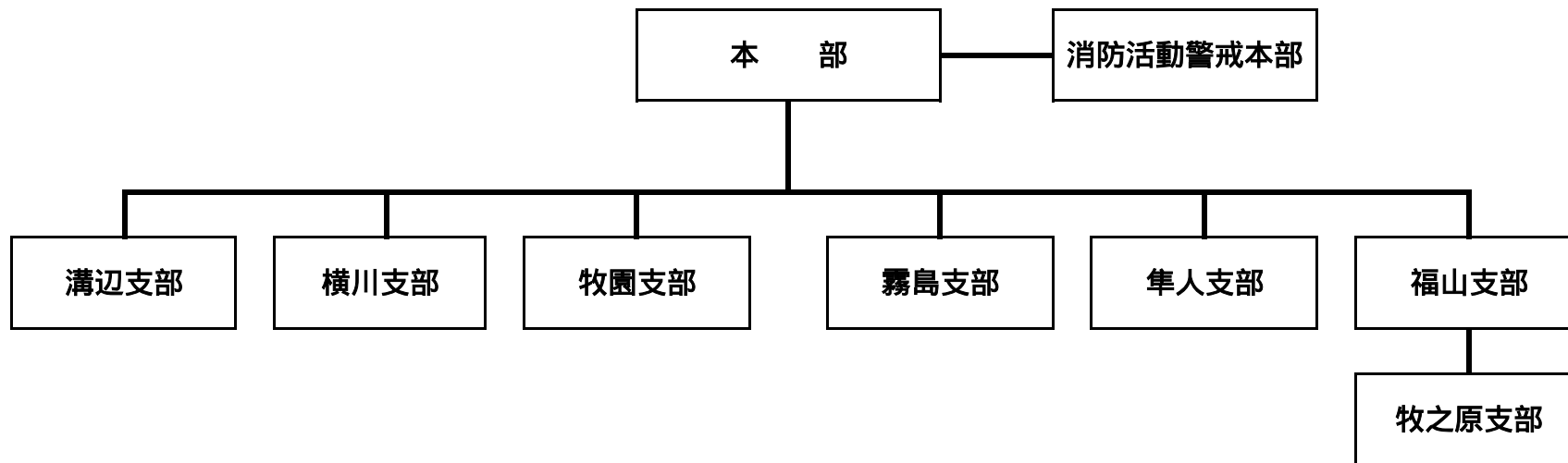
(風水害・地震・火山)災害対策支部・組織図





名称：
 霧島市災害対策本部
 霧島市災害対策溝辺支部
 霧島市災害対策横川支部
 霧島市災害対策牧園支部
 霧島市災害対策霧島支部
 霧島市災害対策隼人支部
 霧島市災害対策福山支部
 霧島市災害対策牧之原支部

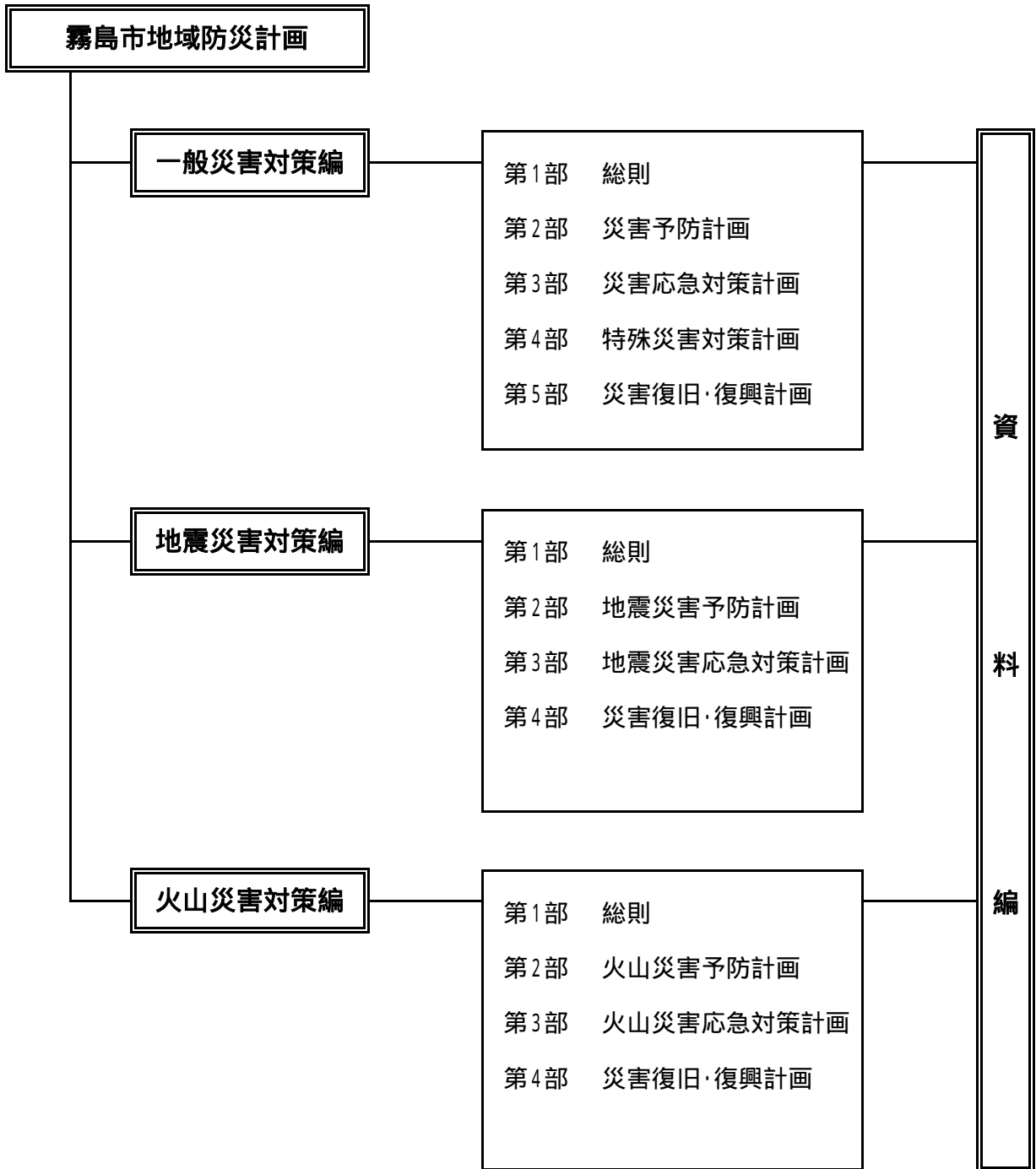
消防局名称： 消防活動対策本部(消防計画による)



名 称 : 霧島市災害警戒本部
 霧島市災害警戒溝辺支部
 霧島市災害警戒横川支部
 霧島市災害警戒牧園支部
 霧島市災害警戒霧島支部
 霧島市災害警戒隼人支部
 霧島市災害警戒福山支部
 霧島市災害警戒牧之原支部

消防局名称: 消防活動警戒本部(消防計画による)

霧島市地域防災計画の想定



報告第40号

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25-16- ）

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、平成16年3月11日（協議第39号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

別紙

25 - 16 農林水産関係事業【農業】の取扱い			
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	家畜共同出荷事業	13 家畜共同出荷事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については合併までに調整する。	1 対象者 補助対象者については、牛の名義人で65歳以上の輸送手段の無い者とし、同一家族は除く。その他市長が特に必要と認めた者。 2 助成額 助成対象額は積み降ろし労力相当額とし、助成額は2,000円/頭とする。 3 制度の統一時期は平成18年度からとする。(平成17年度は現行のとおり実施する。)
2	家畜導入事業	14 家畜導入事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。	1 目的 家畜導入に対し必要な資金を貸し付け、経営の安定を図るため実施する。 2 貸付金額 貸付利息は無利子とし、1農家当たりの貸付金額、頭数、期間の限度は以下のとおりとする。 肥育素牛 400,000円(肉用牛のみ) 10頭 2年間 育成雌牛 500,000円(乳用牛は400,000円) 3頭 5年間 成雌牛 500,000円(乳用牛は400,000円) 3頭 3年間 3 実施時期 合併時から実施する。 4 国分市の予算貸付については、現行のとおり引き継ぐが、制度改正も含めて速やかに合併後調整する。
3	畜産共進会	17 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。	1 共進会の実施 畜産共進会開催については、現行どおり旧市町で地区共進会を行い、郡畜産共進会出品牛を決定する。 2 助成額 畜産共進会の出品助成については、以下のとおりとする。(肉用牛・ホルスタイン) 地区共進会 5,000円 郡共進会 20,000円 県共進会 100,000円 3 実施時期 平成18年度から実施する。

農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）

農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて、平成16年2月12日（協議第42号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸 明 人

別 紙

25 - 16 - 農林水産関係事業【耕地】の取扱い		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 農地・農業用施設災害復旧事業	20 農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	1 分担金負担割合は、農業用施設災害0%、農地災害については国の補助金を除いた額の1/5とする。 2 平成17年度災害については、旧市町受益者分担金の負担割合とする。
2 単独災害復旧事業	21 単独災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	1 分担金負担割合は、農業用施設災害0%、農地災害については一般財源相当額の1/10とする。 2 平成17年度災害については、旧市町受益者分担金の負担割合とする。 3 農地災害復旧に係る激甚災害指定を受けたときの小災害を対象とする。

報告第39号

社会教育事業の取扱いについて（協定項目25 - 22）

社会教育事業の取扱いについて、平成16年4月8日（協議第52号）協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日 提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

25 - 22 社会教育事業の取扱い		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 拠点公民館	<p>1. 新市に旧市町ごとに拠点公民館（旧中央公民館等）を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。</p>	<p>1 休館日は、年末年始を12月29日から1月3日で統一し、その他は現行のとおりとする。</p> <p>2 使用時間は、原則として午前8時30分から午後10時までとする。（国分公民館は駐車場の関係で午後9時まで）</p> <p>（なお、使用料については「16 使用料・手数料等の取扱い」で説明）</p>
2 社会教育関連施設	<p>2. 社会教育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。</p>	<p>1 休館日は、年末年始を12月29日から1月3日で統一し、その他は現行のとおりとする。</p> <p>2 使用時間は、施設の利用実態を勘案し、現行のとおりとする。</p> <p>（なお、使用料については、「16 使用料・手数料等の取扱い」で説明）</p>
3 社会体育施設	<p>3. 社会体育施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館（園・場）日、使用時間等は合併までに調整する。</p>	<p>1 休館日は、年末年始を12月29日から1月3日に統一し、その他は現行のとおりとする。</p> <p>2 使用時間は、施設の利用実態を勘案し、現行のとおりとする。</p> <p>（なお、使用料については、「16 使用料・手数料等の取扱い」で説明）</p>
4 スポーツイベント	<p>14. 市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。</p> <p>その他のスポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>1 「グリーンエアポート完走歩大会」は廃止する。</p> <p>2 その他のイベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

種別	施設の名称	使用時間		休館日		使用料等の具体的な調整結果
		新	市	現	行	
公	霧島市国分公民館	9:00~21:00	8:30~21:00	年未年始		1 使用料の額は現行のとおりとする。 2 使用料を減免する場合は次のとおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用する場合は全額免除。 (2) 市又は市の機関が後援して使用する場合は2分の1以内減額。 (3) 社会教育団体が使用する場合は全額免除。 (4) その他教育委員会が特に必要と認めた場合は免除又は減額。 地区公民館及び福山公民館分館は上記の他、関係地域住民団体が使用する場合は全額免除。
	霧島市溝辺公民館	9:00~22:00	8:30~22:00	12/28~1/4		
	霧島市横川公民館	平日8:30~22:00 土曜8:30~12:00		土・日・祝日		
	霧島市霧島公民館	月・水・金 8:30~17:00 火・木・土 8:30~20:00	原則 8:30~22:00	日・祝日 12/28~1/4	年未年始 (12/29~1/3) その他の休館日は 現行のとおり	
	霧島市隼人公民館	8:30~17:00 (利用があれば22時まで)		土・日・祝日・年未年始 (12/28~1/4)		
	霧島市福山公民館	8:30~22:00		土・日・祝日・年未年始		
	霧島市福山公民館分館	8:30~22:00		土・日・祝日・年未年始		
	霧島市溝辺崎森地区公民館	9:00~22:00	原則 8:30~22:00	月・12/28~1/4	年未年始(12/29~1/3)	
	霧島市牧園地区公民館					
	霧島市牧園万膳地区公民館					
民	霧島市牧園中津川地区公民館	9:00~17:00	原則 8:30~22:00	土・日・年未年始	土、日曜日、祝日 年未年始 (12/29~1/3)	
	霧島市牧園持松地区公民館					
	霧島市牧園三体地区公民館					
	霧島市牧園高千穂地区公民館	9:00~22:00			年未年始(12/29~1/3)	
	霧島市霧島永水地区公民館	9:00~17:00	原則 8:30~22:00	日・祝日・12/28~31 1/2~4	土、日曜日、祝日 年未年始(12/29~1/3)	
	霧島市霧島田口地区公民館					
	霧島市隼人小浜地区公民館					
	霧島市隼人小野地区公民館					
	霧島市隼人富隈地区公民館					
	霧島市隼人宮内地区公民館	8:30~17:00 (利用があれば22時まで)	原則 8:30~22:00	月・年未年始 (12月28日~1月4日)	月曜日、年未年始 (12/29~1/3)	
館	霧島市日当山地区公民館					
	霧島市隼人松永地区公民館					
	霧島市隼人中福良地区公民館					
	霧島市福山小廻地区公民館					
	霧島市福山大廻地区公民館					
	霧島市東牧之原地区公民館					
	霧島市西牧之原地区公民館					
	霧島市下牧之原地区公民館	8:30~22:00	原則 8:30~22:00	特に定めなし	土、日曜日、祝日 年未年始 (12/29~1/3)	
	霧島市福山福地地区公民館					
	霧島市福山福沢地区公民館					
霧島市福山佳例川地区公民館						
霧島市福山比曾木野地区公民館						

使用時間に「原則～」とある施設は、利用申請があれば開館する。それ以外は管理人を配置して常時開館する。
 年未年始の休館日は、12/29~1/3で統一する。
 公民館類似施設とは、公の施設の内、現行のそれぞれの例規集の社会教育の頁に登載されている範囲とした。

種別	施設の名称		開館時間		休館日		使用料等の具体的な調整結果	
	新	市	現	行	新	市		
図書館・図書室	霧島市立国分図書館		9：30～21：00		同左	年末年始 12/29～1/3 6月中 10日間	同左 特別整理期間 6月中10日以内	1 館外貸出を許可する者(原則として) (1)市内に住所を有する者 (2)市内に所在する学校に通学する者 (3)市内に所在する職場に勤務する者 上記要件を満たす者は、市内全域の 図書館、図書室の図書館外貸出を 許可する。 2 貸出冊数 本館、移動図書館を併せて 10冊以内。ただし、本館 貸出しは5冊以内とする。 3 貸出期間 館外貸出しは15日以内、 移動図書館は1箇月以内 (次回巡回日まで) 4 図書の購入は、国分図書館で行い、 図書館・図書室相互の貸出を行う。 5 移動図書館車の運行は、3箇年計画で 新市内全小学校を巡回する。
	霧島市溝辺図書室		8：30～19：00 (土、日、祝日は職員不在)		8：30～19：00	12/28～1/4	年末年始 (12/29～1/3)	
	霧島市横川図書室		9：00～17：00		同左	火曜日、祝日 12/28～1/4	火曜日、祝日 12/29～1/3	
	霧島市牧園図書室		8：30～22：00		8：30～22：00	12/29～1/3	年末年始(12/29～1/3)	
	霧島市霧島図書室		月・水・金 8：30～17：00 火・木・土 8：30～20：00		同左	日・祝日 12/29～1/3	同左	
	霧島市立隼人図書館		平日10：00～19：00 土・日・祝日 9：00～17：00 夏休み期間(平日)9：00～19：00 夏休み期間(土・祝)9：00～17：00		同左	月・年末年始 (12/28～1/4)	月・年末年始 (12/29～1/3) 特別整理期間 11月中10日以内	
	霧島市福山図書室		8：30～17：15 第2土曜日 8：30～正午		8：30～17：00 第2土曜日 8：30～正午	土・日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	同左	
視聴覚	霧島市メディアセンター		9：30～21：00		9：00～21：00	12/29～1/3 資料整理日(10日以内)	同左	1 機材、教材の貸出期間は7日以内、 貸出本数は5本以内とする。 2 教育委員会各出張所社会教育課内に 分室を設置することができる。
ホール	霧島市民会館		9：00～22：00		同左	年末年始 12/29～1/3 毎月第1月曜日	同左	1 使用料の額はそれぞれ現行どおりの 額とする。 2 減免については、公民館と同様。
	霧島市多目的ホール		9：00～21：00		同左	年末年始 12/29～1/3		
	霧島市隼人農村環境改善センター		8：30～17：00 (利用があれば22時まで)		原則 9：00～22：00	土、日曜日、祝日 年末年始 (12/28～1/4)	同左 年末年始(12/29～1/3)	
郷土館等	霧島市立国分郷土館		夏期9：30～18：00 冬季9：30～17：00		9：00～17：00	月曜日 7/20～8/31を除く 月曜日が祝日の時は火曜日	年末年始 (12/29～1/3) その他の休館日は 現行のとおり	1 入場料(入館料)は、次のとおり。 (1)小・中・高校生1人50円 (団体10人以上1人40円) (1)大学生・一般1人100円 (団体10人以上1人80円)
	霧島市立横川郷土館		9：00～17：00			火曜日・祝日		
	霧島市立霧島歴史民俗資料館		9：00～22：00			日・祝日・12/28～1/4		
	霧島市立隼人塚史跡館		9：00～17：00			月・年末年始 (12/28～1/4)		
	霧島市立隼人歴史民俗資料館		9：00～17：00					
社会教育 関連施設	霧島市立青少年育成センター		9：00～19：00		9：00～19：00	土・日曜日 祝日	土・日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	1 使用料の額はそれぞれ現行どおりの 額とする。 2 減免については、それぞれ現行の とおりとする。
	国分中央地区共同利用施設		9：00～22：00		9：00～22：00	年末年始(12/29～1/3)	同左	
	隼人地区共同利用施設		8：30～17：00 (利用があれば22時まで)		8：30～22：00	土・日曜日・祝日 年末年始(12/28～1/4)	土・日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	
	いきいき国分交流センター		9：00～22：00		9：00～22：00	原則、月曜日	原則、月曜日	
	霧島市青少年の家		8：30～22：00		9：00～22：00	定めなし	年末年始(12/29～1/3)	
	霧島市隼人真孝西集会所		9：00～22：00		9：00～22：00	不定期	同左	
	サン・あもり		9：00～21：00		9：00～21：00	毎週月曜日 年末年始 12/29～1/3	同左	

種別	施設名称 新市	使用時間		休館日		使用料等の具体的調整結果
		現行	新市	現行	新市	
体育館	霧島市国分体育館	8:30~22:00	同左	・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	同左	1. 使用料の額は現行のとおりとする。 2. 使用料を減免する場合は次のとおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用する場合 ...全額免除 (2) 市又は市の機関が後援して使用する場合 ...2分の1以内の減額(但し、照明料は除く) (3) その他市長(教育委員会)が適当と認めた場合 ...免除又は減額
	霧島市国分海浜公園体育館	8:30~22:00				
	霧島市溝辺体育館	8:30~22:00		12/28~1/4	・年末年始 (12/29~1/3)	
	霧島市横川体育館	8:30~22:00		・毎週火曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	同左	
	霧島市牧園アリーナ	8:30~22:00		・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)		
	霧島市隼人体育館	8:30~22:00		・毎月第1月曜日 ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで) ・教育委員会が施設の管理上の必要により臨時に定めた日		
	霧島市福山体育館	8:30~22:00		12/28~1/3		
	霧島市牧園B & G 海洋センター (体育館)	8:30~22:00		同左	・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	
運動場	霧島市国分陸上競技場	8:30~22:00	同左	・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	同左	1. 使用料の額は現行のとおりとする。 2. 減免規定は、都市公園条例によって定める。
	霧島市国分球場	8:30~22:00				
	霧島市国分庭球場	8:30~22:00				
	霧島市国分多目的広場	8:30~22:00				
	霧島市国分多目的屋内運動場	8:30~22:00				
	霧島市国分南公園ソフトボール場	8:30~22:00				
	霧島市国分海浜公園庭球場	8:30~22:00				
	霧島市国分海浜公園ソフトボール場	8:30~22:00				
	霧島市国分海浜公園第一グラウンド	8:30~22:00				
	霧島市国分海浜公園第二グラウンド	8:30~22:00				
	霧島市国分北公園多目的広場	8:30~22:00				
	霧島市国分北公園庭球場	8:30~22:00				
	霧島市溝辺運動場	8:30~22:00	年末年始	同左	1. 使用料の額は現行のとおりとする。 2. 使用料を減免する場合は次のとおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用する場合 ...全額免除 (2) 市又は市の機関が後援して使用する場合 ...2分の1以内の減額(但し、照明料は除く) (3) その他市長(教育委員会)が適当と認めた場合 ...免除又は減額	
	霧島市横川運動場	8:30~22:00	毎週火曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) 12月28日から1月4日まで	・毎週火曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12/29~1/3)		
	霧島市牧園みやまの森運動場	8:30~22:00	・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	同左		
	霧島市霧島運動場	8:30~22:00	なし	・年末年始 (12/29~1/3)		
霧島市隼人運動場	8:30~22:00	・毎月第1月曜日 ・年末年始(12/29~1/3) ・教育委員会が施設の管理上の必要により臨時に定めた日	同左			
霧島市隼人庭球場	4月~9月 8:30~19:00 10月~3月 8:30~17:00	・毎月第1月曜日 ・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) ・教育委員会が施設の管理上の必要により臨時に定めた日				
霧島市牧之原運動場	8:30~22:00	なし	・毎月第1月曜日 ・年末年始 (12/29~1/3)	同左		
霧島市福山運動場	8:30~22:00	なし				

種別	施設名称 新市	使用時間		休館日		使用料等の具体的調整結果	
		現行	新市	現行	新市		
プール	霧島市国分総合プール	10:00~21:00	同左	・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	同左	1. 使用料の額は現行のとおりとする。 2. 使用料を減免する場合は次のとおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用する場合 ...全額免除 (2) 市又は市の機関が後援して使用する場合 ...2分の1以内の減額 (3) その他市長(教育委員会)が適当と認めた場合 ...免除又は減額	
	霧島市横川温水プール	10:00~21:00		・毎週火曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・12月28日から翌年1月4日まで ・教育委員会が必要とする日			・毎週火曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12/29~1/3) ・教育委員会が必要とする日
	霧島市隼人温水プール	10:00~21:00		・毎週月曜日及び隔週火曜日			・毎週月曜日及び隔週火曜日 ・年末年始 (12/29~1/3)
	霧島市牧園B & G海洋センター (プール)	平日 9:00~18:00 日・祝日 9:00~16:00	9:00~21:00	・毎週月曜日(その日が祝日の場合はその翌日) ・12月28日から翌年1月4日まで ・非常災害、その他事情により委員会が特に必要とする日	・毎週月曜日(その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12/29~1/3) ・非常災害、その他事情により委員会が特に必要とする日		類似施設が他にないため、すべて現行のとおりとする。
	霧島市福山プール	9:00~17:00 (6/15~9/15の間)	同左	土・日・祝日 (6/15~9/15の間)	同左		類似施設に差異があるためすべて現行のとおりとする。
武道館	霧島市国分武道館	8:30~22:00	同左	・毎週月曜日 (その日が祝日の場合はその翌日)	同左	1. 使用料の額は現行のとおりとする。 2. 使用料を減免する場合は次のとおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用する場合 ...全額免除 (2) 市又は市の機関が後援して使用する場合 ...2分の1以内の減額 (3) その他市長(教育委員会)が適当と認めた場合 ...免除又は減額	
	霧島市国分弓道場			年末年始			
	霧島市国分相撲道場			年末年始			
	霧島市溝辺弓道場			年末年始			
	霧島市霧島弓道場			年末年始			
	霧島市隼人武道場			・毎月第1月曜日 ・年末年始(12/29~1/3) ・教育委員会が施設の管理上の必要により臨時に定めた日			
	霧島市隼人弓道場						
霧島市隼人相撲道場							
その他関連施設	霧島市国分中央体育センター	8:30~21:00	同左	年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	同左	類似施設が他にないため、すべて現行のとおりとする。	
	霧島市国分児童体育館	10:00~18:00	10:00~22:00	・毎週火曜日 (その日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)			
	霧島市溝辺多目的交流施設上床ドーム	8:30~22:00	同左	・年末年始			
	多目的広場まきばドーム	9:00~22:00	8:30~22:00				
	霧島市福山パークゴルフ場	9:00~17:00	8:30~17:00	・毎週火曜日 ・12/28~1/3			・毎週火曜日 ・年末年始 (12/29~1/3)
	霧島市福山佳例川地区体育館	6:00~22:00	8:30~22:00	各地区公民館へ委託			同左
	霧島市福山比曽木野地区体育館						
霧島市福山福地地区体育館							
霧島市福山福沢地区体育館							
霧島市福山大廻地区体育館							

その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）

その他事業【契約関係事務】の取扱いについて、平成16年5月27日（協議第62号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年9月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

25 - 27 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて			
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	契約事務	1 契約事務については、合併までに調整する。	1. 予定価格の額が 130 万円以下の随意契約を除く、工事等の契約事務は、本庁 工事監査部 契約課で取り扱う。 2. 契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上の額とする。 3. 契約保証金は、当初契約金額が 130 万円以下の場合、納付を免除する。 4. 前払金は、請負代金額の 10 分の 4 以内の額とする。
2	工事等入札指名事務及び入札事務	3 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市へ引き継ぎ、随時調整する。	1. 委員会の構成について 委員会は、助役、総務部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、教育部長、工事監査部長及び当該事業の主務部長（当該事業が各総合支所管内で実施される場合は、当該総合支所長を加える。）をもって組織する。 2. 予定価格の額が 130 万円以下の随意契約を除く、工事等の指名競争入札を行うときは、指名委員会が指名業者を決定する。 指名委員会の開催は、本庁のみで行う。 3. 指名業者数については、次のとおりとする。 予定価格の額が 1 千万円未満の工事等については、原則として 5 者以上 予定価格の額が 1 千万円以上、5 千万円未満の工事等については、原則として 8 者以上 予定価格の額が 5 千万円以上の工事等については原則として 12 者以上 4. 指名基準には、地域性を考慮し、継続工事の指名回避を規定しない。 5. 入札参加資格の取扱いは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 6. 予定価格の額が 130 万円以下の随意契約を除く工事等の入札事務は、本庁 工事監査部 契約課で取り扱う。 7. 建設工事指名競争入札に係る、予定価格の公表については、予定価格の額に 105 分の 100 を乗じて得た価格を公表する。
3	入札参加資格の格付	4 入札参加資格の格付の取り扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付を準用し、その間新市で格付を行う。	1. 土木、建築、舗装工事については、当分の間、鹿児島県の格付を準用する。 2. 造園、管、電気、水道工事の格付は、新市の格付を行う際、同時に格付をする。 3. 土木、建築、舗装工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格については、別紙のとおりとする。（資料 1）

建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格

建設工事の種類	建設工事の標準金額	入札参加資格の格付区分
土木一式工事	20,000 千円以上	A 級
	10,000 千円以上 20,000 千円未満	B 級
	5,000 千円以上 10,000 千円未満	C 級
	5,000 千円未満	D 級
建築一式工事	32,000 千円以上	A 級
	14,000 千円以上 32,000 千円未満	B 級
	5,000 千円以上 14,000 千円未満	C 級
	5,000 千円未満	D 級
舗装工事	6,000 千円以上	A 級
	6,000 千円未満	B 級
	2,000 千円未満	C 級

注 市が発注する建設工事について、この表に定める建設工事の標準金額の区分に属する入札参加資格を有する建設業者が少ない場合その他特別な理由がある場合は、この表に定める建設工事の標準金額の区分を変更することがある。

建設工事の標準金額に関する区分の変更の運用基準について

(土木一式工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A 級	20,000 千円以上	15,000 千円以上		
B 級	10,000 千円以上 20,000 千円未満	7,500 千円以上	B	30,000 千円未満
C 級	5,000 千円以上 10,000 千円未満	0 千円以上	C	15,000 千円未満
D 級	5,000 千円未満		D	7,500 千円未満

(建築一式工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A 級	32,000 千円以上	25,000 千円以上		
B 級	14,000 千円以上 32,000 千円未満	10,000 千円以上	B	55,000 千円未満
C 級	5,000 千円以上 14,000 千円未満	0 千円以上	C	25,000 千円未満
D 級	5,000 千円未満		D	10,000 千円未満

(舗装工事)

格付区分	標準金額	直近下位
		標準金額
A 級	6,000 千円以上	2,500 千円以上
B 級	6,000 千円未満	
C 級	2,000 千円未満	

- 注 1 直近下位の標準金額は、変更後の標準金額の下限である。
- 2 直近上位の運用区分は、格付区分に格付された者のうち直近上位の適用を受けることができる者の区分である。
- 3 直近上位の標準金額は、変更後の標準金額の上限である。

コミュニティ検討委員会意見書

平成17年9月15日
コミュニティ検討委員会

はじめに

「コミュニティ検討委員会」の目的

住民の日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子・高齢化の進行、国・地方を通じた財政の悪化などを背景に、私たちが住む始良中央地区におきましても、平成17年11月7日に国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町が合併し、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」をめざす新市「霧島市」として新たなスタートを切ることとなりました。

私たちのまちの未来は多種多様な可能性と潜在力を秘めています。その一方で、「地域住民の声は届かなくなるのではないか」、「地域はますます寂れていくのではないか」、「きめ細やかな行政サービスが受けられなくなるのではないか」などの不安も残されています。

コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、このような背景のもと、「新市のコミュニティ施策を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項について、様々な観点から提言を行い、これを反映させることにより、市民と行政との協働によるまちづくりを促進し、もって活力ある個性豊かなコミュニティの形成に寄与する」ことを目的として、始良中央地区合併協議会幹事会規程第3条第4項の規定に基づいて設置されました。また、メンバーは、それぞれの合併関係市町の自治会、市民活動団体などで活躍している28名（4名×7市町）の委員で構成されました。

検討委員会の運営及び検討経緯

第1回会議において、国分市の松枝洋一郎氏を委員長に、また、牧園町の中西修氏を副委員長に選出し、5月から8月までの約4ヶ月間、月2回程度のペースで検討を重ねてきました。

会議は7回（別途有志による検討会を1回開催している。）開催し、コミュニティの現状・課題の分析や、事務局が示す「共生・協働のまちづくり指針」（コミュニティ指針）の素案について、グループ討議による手法を用い、それぞれのまちがこれまで歩んできた歴史の違いや地域の特性について認識を深めながら、真剣に議論いたしました。また、6月15日に実施した先進地研修では、熊本県の宮原町と合志町を訪問し、住民主体のまちづくりなどについて学びました。

検討委員会の提言について

本書は、「共生・協働のまちづくり指針」の素案を検討する過程で提案した私たちの意見等を、意見書として取りまとめたものです。まだまだ十分な議論が必要だっ

たり、あるいは、意見の集約ができなかったものもありましたが、私たちが、数ヶ月にわたり真剣に議論した成果です。

検討委員会は、この提言をもって解散することとなりますが、新市において、速やかに「共生・協働のまちづくり指針」が策定されることを、そして、私たちの意見が十分に反映され、その実効性が確保されることを強く要望いたします。

1 自治会組織の運営支援について

多くの住民が加入する自治会組織は、共生・協働のまちづくりを推進していくうえで、中心的存在であるといえます。

しかしながら、近年、まちづくりの担い手不足、地域の連帯感の希薄化、コミュニティ意識の低下、自治会組織への未加入者の増加などにより、自治会組織の推進力の低下や地域間格差の拡大が懸念されています。また、今回の合併に伴い、納税奨励金制度が廃止されるなどの理由から、今後の運営資金をどのように確保していけばよいか不安はぬぐいられません。合併後、2年以内に統一される運営補助金制度や事務委託制度についても、その内容や補助金・委託料の額がどのように調整されていくのか不安があります。

このようなことから、自治会組織の運営については、行政との役割分担を明確にしながら、「自分たちでできることは自分たちで行う」という考えを基本とし、自立した組織運営を進めてまいります。行政の協力や支援が必要なものについては、自治会組織の活動が低下しないよう、さらには、活動に応じた地区活性化のための協力・支援が行われるよう、十分な対応策を講じていただくようお願いします。

2 情報の共有・相互理解について

共生・協働のまちづくりを進める前提として、行政は、これまで以上に、施策や事業に関連した情報をはじめとする行政情報を新市の市民（新市のまちづくりに関係するすべての人や団体、企業等のこと。以下「市民」という。）に、積極的に公開していかねばなりません。

また、お互いが、あらゆる情報を共有化し、相互理解を深め、共通の目的に向かってともに行動していけるよう、出前講座の充実、市報等の情報紙やホームページの充実、ケーブルテレビの積極的活用など、情報伝達手段の更なる充実を図るとともに、行政側からの一方的な情報伝達だけではなく、地域団体や市民活動団体などが、行政や他の団体等に、自分たちの活動をアピールしたり、お互いに意見交換を行ったりできるよう、活動発表会、意見交換会などの場の創設について、支援していただきたいと考えます。

3 まちづくりに関する意識の醸成や担い手の育成について

共生・協働のまちづくりを進めていくためには、市民がまちづくりの主役として、身近なまちづくりの課題解決に積極的に取り組んでいくという意識を高めていくことや、これらの活動を担う人材を育てていくことが何よりも重要です。

市民のまちづくりに対する意識を高めていくためには、講演会やシンポジウムな

どを開催し、広く市民に啓発していくことも大切ですが、まちづくりの中心的な役割を担うリーダーをいかに養成していくかが重要なポイントであるため、新市においては、これらを対象とした研修をもっと充実させて欲しいと考えます。

また、これからのまちづくりの主役となる子どもたちが、自発的に地域活動やボランティア活動に参加する雰囲気や仕組みをつくっていくことは、子どもの家族への波及効果を考えると、地域全体のまちづくりに関する機運を盛り上げていくのに高い効果を発揮すると思われます。教育委員会や学校、PTA、子ども会育成会その他の関係機関・団体が連携して、様々な場面で、子どもたちに対する意識高揚や参加促進に取り組んでいく必要があると考えます。

4 まちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくりについて

新市においては、みんながまちづくりについて考えたり、まちづくりに関わることができるように、まちづくりに参加・参画しやすい仕組みをつくっていく必要があります。

地域においては、住民が主体となって地域独自のまちづくり計画を策定し、地域と行政が連携・協力しあいながら、計画の進行管理を行っていく「地域まちづくり支援制度」の活用を積極的に推進していただくようお願いします。この制度の活用が新市全域に広がることで、「地域が真に望む愛着のあるまちが住民自らの手によってつくられていくこと」や「地域のリーダーが代わっても計画に基づく一貫したまちづくりが展開されていくこと」などの効果が期待でき、自立した地域社会づくりが進んでいくと思われれます。なお、当該制度を推進するにあたっては、制度説明会やリーダー研修を十分に行うとともに、市職員の事務的な後方支援が不可欠であると考えます。

次に、市民団体等が公益性や社会貢献度の高い活動を行う際、その活動に応じて支援を行い、公益的市民活動の活性化を促進する「市民活動支援制度」を導入していく必要があると考えます。この制度は、既に千葉県市川市で導入されているものであり、「納税者が個人市民税の1%を限度に、公益的な活動を行うNPOやボランティア団体などの活動に対し支援を行う」というもので、「市民の公益的な活動が活発化することで行政との協働が促進されること」、「納税者が税の使い方に関心を深めることで納税者意識が高まること」の2点が主な効果として期待できます。確かに「市川市が裕福な団体であるからこそ可能なのでは」との声もあるようですが、逆に、「市民との協働によってこそ共通理解が進むし、効率的で効果的な自治ができる」との考え方もあります。新市において、共生・協働のまちづくりの主要施策として、新市にあった独自の制度が検討され、導入されることを強く要望いたします。

また、すべての市民が公平・公正にまちづくりに参加できる仕組みを構築していく必要があります。このため、パブリックコメント制度を導入し、新市の重要施策や事業の実施について、広く市民から意見を求めそれを反映する機会を創出するとともに、審議会等における公募委員の設置やクオータ制（一方の性に偏りがないよう男女比率を定める方法。割り当て制度。）の導入を進めていかなければなりません。また、市民が参加して行う検討会議、研究集会等においては、ワークショップ

の活用を推進し、特定の人物だけで形式的に話し合いを行うのではなく、複数のひとたちが自由に意見を出しあいながら物事を決めていくやり方を定着させていく必要があると考えます。

5 活動のための拠点の整備について

自治会組織の活動拠点は、これまで、それぞれの自治体で整備が進められてきましたが、それぞれの自治体における自治会組織の体系や活動内容の違いなどから拠点施設が整備されていない地区もありますので、新市において、直ちにこれらの拠点施設が整備されるよう要望いたします。

また、市民団体等が公益的活動を行う場所として、公共施設が利用されていますが、使用料が高額となるケースがあったり、施設が少なく利用したいときに空いてなかったり、夜間の利用時間に制限があったりと、必ずしも市民にとって使い勝手が良いものとはいえない場合があります。

市民が公益的な活動を行うための場所については、市民の意見を聞いて、使い勝手を良くしていくことや、新たな活動の場所を提供していくことを前向きに検討すべきです。例えば、合併後の総合支所等の空き会議室の開放や学校の教室の夜間開放、公共施設の夜間利用時間の延長などを早急にご検討いただきたいと考えます。

6 市職員の意識改革と市の組織体制の充実について

共生・協働のまちづくりを進めるにあたっては、多くの場面で行政のバックアップが必要になると思われます。各種助成制度などによる資金面での支援も必要ですが、市の職員が地域における自治活動や各種ボランティア活動にひとりの住民として積極的に参加・参画してもらい、これらの活動を大いに盛り上げていかなければなりません。私たちはこれまでも多くの職員の皆さんに参加・協力をいただいていたのですが、職員によって意識や協力の度合いに大きな開きがあることを感じざるを得ません。今後、このような温度差が少しでも是正され、お互いが気持ちよく協力して、住みよいまちづくりが進められるよう、行政内部での対応策を講じていただければ幸いです。

また、4でも少し述べておりますが、「地域まちづくり支援制度」を着実に進めていくためには、職員が裏方としてアドバイスをしたり、事務的作業を手伝ったりする「サポーター制度」をセットで導入していただく必要があります。

そして何よりも、共生・協働に関する窓口を一本化し機能を充実していただかなければなりません。自治会組織の相談窓口の一本化については、関係市町でも例があるようですが、ボランティア団体やNPOなどに対する支援については、対応窓口が曖昧で、相談機能も満足できるものではないと感じております。新市におきましては、これらの窓口となる組織（課、係）を整備して、自治会組織やボランティア団体、NPO等からの相談に十分な対応ができる職員を育成・配置していただくことを要望いたします。

7 市の施策等を評価する仕組みづくり

施策、事務事業が、適正に行われているかについて、行政自らが一定の基準、指

標をもって評価・公表し、改善していく仕組み（行政評価制度）を導入していくことはもちろんのこと、行政側の自己評価のみにとどまらず、市民や有識者で構成される評価委員会を設置して、市民の目線で評価・検証する仕組みを構築していく必要があると考えます。

また、自治会組織や市民団体等と協働で実施した事業などについては、お互いに評価しあうことが必要であるため、そのような場や仕組みを創設し、ともに検討していく必要があると考えます。

コミュニティ検討委員会委員名簿

氏名	出身	備考
松枝 洋一郎	国分市	国分市地区公民館連絡協議会会長
大庭 薫	国分市	国分市地区公民館連絡協議会副会長
笹山 千枝子	国分市	まちづくりフォーラム委員
浅谷 悟	国分市	国分商工会議所青年部会長
國生 昌宏	溝辺町	溝辺町自治公民館連絡協議会会長
西溜 丸美	溝辺町	溝辺町玉利自治公民館長
野村 和人	溝辺町	溝辺町商工会青年部副部長
山口 博美	溝辺町	まちづくりフォーラム委員
新村 守	横川町	まちづくりフォーラム委員
松本 宗雄	横川町	上向江自治会長
越口 卓也	横川町	商工会青年部長
辻 真澄	横川町	横川町農業委員会委員
山元 周雄	牧園町	牧園校区公民館長
高貝 隆	牧園町	自治公民館長会長
中西 修	牧園町	犬飼滝・和気公園未来会議事務局長
三宅 みき	牧園町	まちづくりフォーラム委員
満山 續久	霧島町	まちづくりフォーラム委員
千葉 しのぶ	霧島町	霧島町地域女性団体連絡協議会会長
田実 尚男	霧島町	霧島町田口自治公民館長
窪田 功司	霧島町	霧島町商工会青年部副部長
六反 弘智	隼人町	隼人町公民会連絡協議会副会長
柳 貞光	隼人町	隼人町公民会連絡協議会書記会計
芝 幸宏	隼人町	隼人町商工会青年部長
岩元 三枝子	隼人町	まちづくりフォーラム委員
鈴木 昭三	福山町	自治公民館長
田原 孝二	福山町	自治公民館長
伊達 英史	福山町	福山町商工会青年部長
黒丸 初江	福山町	まちづくりフォーラム委員

コミュニティ検討委員会運営要領

1 設置目的

新市のコミュニティ施策を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項について様々な観点から提言を行い、これを反映させることにより、住民と行政との協働によるまちづくりを促進し、もって活力ある個性豊かなコミュニティの形成に寄与するため、始良中央地区合併協議会幹事会規程第3条第4項の規定に基づき、コミュニティ検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 活動内容

- (1) 新市の「コミュニティの将来像(あるべき姿)」や「コミュニティ指針の素案」の提言に関すること。
- (2) コミュニティ組織に対する行政の支援(各種補助制度等)のあり方の提言に関すること。

3 組織

- (1) 検討委員会は、始良中央地区合併協議会(以下「協議会」という。)の構成市町から推薦のあった一般住民28名以内の委員により組織する。
- (2) 効率的かつ効果的に活動を行うため、分野、地域等ごとに検討グループを設置することができる。

4 役員等

- (1) 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 検討委員会に設けた検討グループに、座長及び副座長を置く。
- (4) 座長及び副座長は、検討グループの委員の互選により選出する。

5 会議

- (1) 委員長は、検討委員会の会議の議長を務める。
- (2) 委員長が会議に出席できない場合は、副委員長がその職務を代理する
- (3) 委員が欠席する場合は、代理人を出席させることはできない。
- (4) 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

6 活動期間

検討委員会の活動期間は、検討委員会設置の日から平成17年11月6日までとする。

7 事務局

事務局は、協議会事務局企画班に置く。

8 成果の報告

検討委員会は、協議会会議において活動の結果を報告する。

9 その他

この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、協議会幹事会幹事長が定める。

附 則

この要領は、平成17年5月18日から施行する。

コミュニティ検討委員会の活動経過

会議等	日時・場所	内 容
第 1 回 検討委員会	5/18(水)13:30～15:30 国分シビックセンター 複合施設棟 3 階大会議室	検討委員会設置の設置・運営に関する説明、 自己紹介、役員を選出、スケジュール調整
第 2 回 検討委員会	6/7(火)15:00～17:30 国分シビックセンター 複合施設棟 2 階多目的ホール	地域まちづくりの先進事例の紹介、グループ ワーク「各市町のコミュニティの現状(特徴) と課題の分析」、懇親会の実施
先進地 視察研修	6/15(水)7:45～17:50 熊本県宮原町、合志町	地域のまちづくり計画の策定・進行管理の状 況、計画に基づく施設整備の状況 ほか
第 3 回 検討委員会	6/22(水)13:30～15:30 国分シビックセンター 複合施設棟 2 階多目的ホール	グループワーク「各市町のコミュニティの課 題解決に向けて取り組むべきこと」
第 4 回 検討委員会	7/8(金)13:30～16:00 国分市総合福祉センター 3 階大会議室	各市町のコミュニティの現状・課題、課題解決 に向けて取り組むべきことのまとめ、グルー プワーク「コミュニティ指針案の検討」
第 5 回 検討委員会	7/20(水)13:30～16:00 国分シビックセンター 複合施設棟 3 階大会議室	グループワーク「コミュニティ指針案の検討」
第 6 回 検討委員会	8/3 日(水)14:00～16:30 国分シビックセンター 複合施設棟 2 階多目的ホール	グループワーク「コミュニティ指針案の検討」 「行政支援制度(まちづくり関係補助金制度) の検討」
有志による 検討会議	8/10(水)13:30～16:00 国分シビックセンター 複合施設棟 2 階多目的ホール	目的を持って活動する団体等への行政支援の 検討(第 6 回検討委員会で検討不十分であっ たことについて有志で参集し検討)
第 7 回 検討委員会	8/24(水)15:00～17:00 国分市総合福祉センター 3 階大会議室	「コミュニティ検討委員会意見書」及び「共 生・協働のまちづくり指針(コミュニティ指 針)案」のとりまとめ、懇親会の実施

共生・協働のまちづくり指針（素案）

～ 共生・協働による活力あるまちづくりを推進するために～

【経緯説明】

始良中央地区合併協議会幹事会の下にコミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）及びコミュニティ調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、本年5月から9月にかけて、新市の共生・協働のまちづくり指針（コミュニティ指針）（以下「指針」という。）の素案づくりを進めてきました。

この素案は、検討委員会で関係市町の住民の声を反映させながら、調整会議において関係市町が組織横断的に調整して取りまとめたもので、新市において正式に策定される指針の基礎的な資料として取り扱われます。

平成17年9月

始良中央地区合併協議会

目 次

1	指針策定の目的	1
(1)	霧島市を取り巻く環境	
(2)	共生・協働の意義	
	まちづくりを進める原動力	
	新たな公共サービスの展開	
2	共生・協働のまちづくりを進める市民活動の現状	3
(1)	地域団体の活動	
(2)	目的を持って活動する団体等の活動	
3	共生・協働のまちづくりを行っていくための課題	5
(1)	活力ある個性豊かな自治会組織づくり	
(2)	情報を共有できる仕組みづくり	
(3)	まちづくりに関する意識の醸成、担い手の育成	
(4)	まちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり	
(5)	活動のための拠点づくり	
(6)	市職員の意識改革と市の組織体制の充実	
(7)	市の支援施策等を評価する仕組みづくり	
4	共生・協働のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方	6
(1)	基本原則	
	対等の原則	相互理解の原則
	評価の原則	公開の原則
	自立性・自律性の原則	
(2)	役割分担	
5	共生・協働のまちづくりの基本方針	8
(1)	活力ある個性豊かな自治会組織づくりを支援します	
(2)	情報を共有し、相互理解を深めます	
(3)	まちづくりに関する意識を醸成し、担い手の確保・育成を支援します	
(4)	まちづくりへの参加・参画を促進します	
(5)	市民活動の拠点づくりを進めます	
(6)	市職員の意識改革を進め、市の推進体制を充実します	
(7)	協働事業や支援事業等の結果を評価する仕組みを構築します	
	参考資料	13

1 指針策定の目的

市民と行政が共に協力し、支えあいながら、活力あるまちを築いていくため、「共生・協働のまちづくり指針」を策定します。

(1) 霧島市を取り巻く環境

21世紀を迎え、少子・高齢化の進行、国際化や高度情報化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、住民のニーズはますます複雑・多様化しています。また、地方分権や市町村合併の進展により、地方自治体が独自に処理できる範囲も拡大されており、自治体自らの判断と責任で、地域の特性を活かしたまちづくりを行っていくことが求められています。

このような状況の下、平成17年11月に国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町が合併し、新市「霧島市」として新たなスタートを切りました。

合併後、いち早くまちの一体化を促進し、これらの社会情勢の変化に対応していくことが求められていますが、福祉、教育、環境、防災、財政など、様々な分野で課題が残されています。

(2) 共生・協働の意義

まちづくりを進める原動力

霧島市を取巻く諸問題を迅速かつ的確に解決していくためには、市民と行政、あるいは市民どうしが、相互に信頼関係を築き、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、対等な立場で協力しながら、共生・協働によるまちづくりを進めていくことが重要となります。共生・協働の推進が、市民主役のまちづくりを進めていく原動力となります。

新たな公共サービスの展開

今後も厳しい行財政状況が続くことが予想される中、限られた行財政資源を有効に活用しながら、市民が求める多様で充実した公共サービスを効果的に提供していかなければなりません。

しかしながら、これまでの公平で均一なサービスの提供を基本とする行政では、市民の多様な要望に十分に対応していくことが困難になってきています。

これに対して、自治会組織を始めとする地域団体、ボランティア、NPOなど、目的を持って活動している団体等は、個々の住民ニーズをより身近に捉え、独自の判断で、的確かつ柔軟にサービスを提供することができます。

これらと行政が役割分担を明確にし協力することで、社会に新たな公共サービスを展開していくことが期待されます。

【用語の定義】

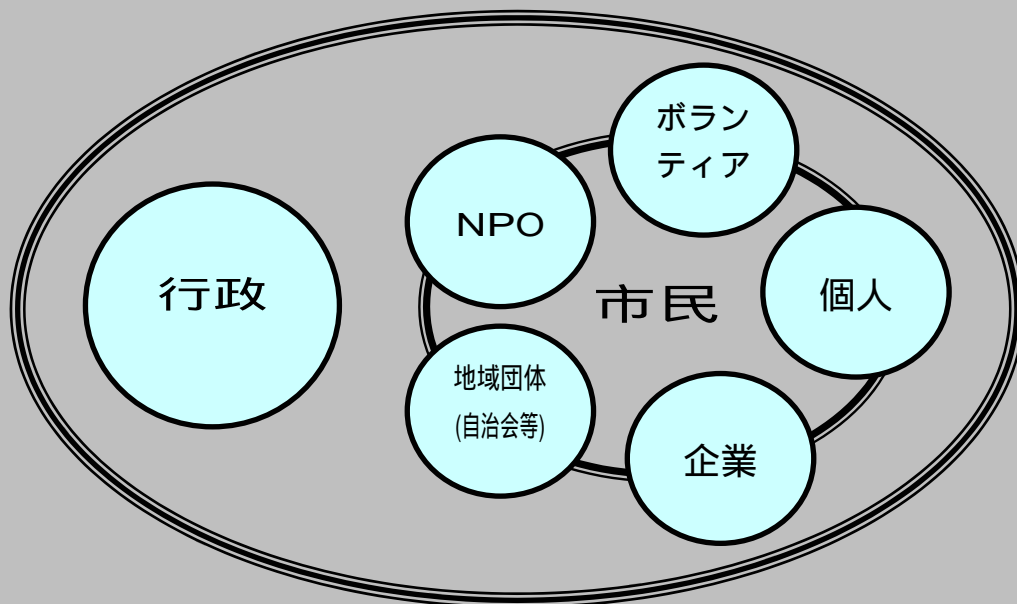
「市民」とは・・・

霧島市に住んでいる人や通勤・通学している人、自治会組織をはじめとする地域団体、ボランティア、NPO、企業など、霧島市のまちづくりにかかわりのある全ての人や団体をいいます。

「共生・協働」とは・・・

市民や行政が、お互いの特性や役割を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で、活力あるまちを築いていくために、協力し支え合うことをいいます。

共生・協働するそれぞれの主体のイメージ



【NPO】

「Non-Profit Organization」の略で非営利組織と直訳され、自発的に社会貢献活動を継続して行う団体のことをいいます。営利を目的とする企業などとは異なり、収入から経費を差し引いた利益を関係者に分配しないことを基本に、社会的使命の追求を目的としています。

なお、NPOの中には、「特定非営利活動促進法」(NPO法)により所管官庁の認証を受けて、法人格を有している団体(NPO法人)もあります。

2 共生・協働のまちづくりを進める市民活動の現状

(1) 地域団体の活動

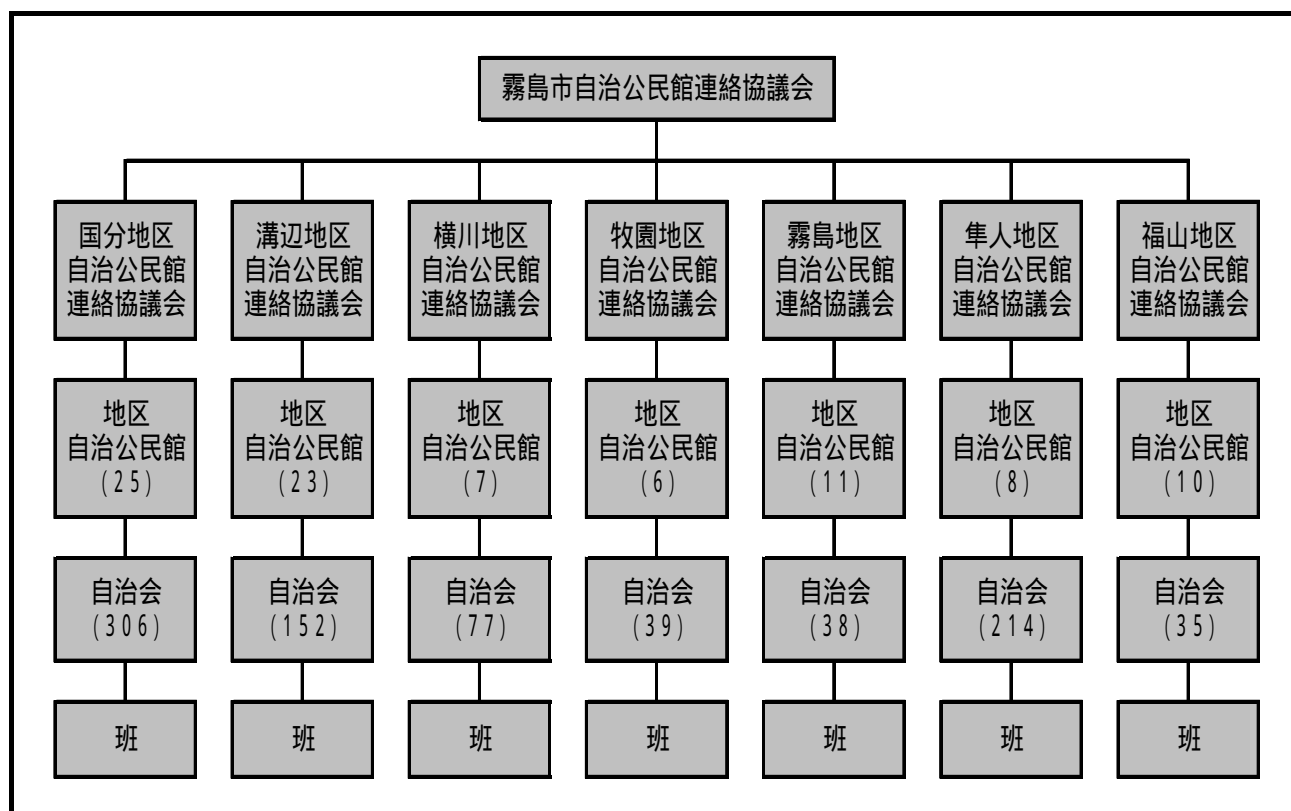
地域の生活環境や福祉の向上のために活動する地域団体の中で、多くの住民が加入する自治会組織は、共生・協働のまちづくりを進めるうえで重要な存在と言えます。

霧島市の自治会組織は、合併後、新たに体系化された90の地区自治公民館（1階層の組織）と861の自治会（2階層の組織）で構成され、老人クラブ、子ども会・子ども会育成会、スポーツ振興会等と連携して、地域に根ざした多種多様な活動を行っています。

しかしながら、近年、少子高齢化の進行、地域住民の生活様式の変化や価値観の多様化、山間部における過疎化や平野部における混住化を背景とした、まちづくりの担い手不足、地域の連帯感の希薄化、コミュニティ意識の低下、自治会組織への未加入者の増加などにより、地域におけるまちづくりの推進力の低下や地域間格差の拡大が懸念されています。

このような中、地域によっては、「地区単位でまちづくり組織を立ち上げ、これらを中心にまちづくり計画を策定し、行政と協力してその計画を実践する」という取り組みも行われています。

自治会組織の体系図



(2) 目的を持って活動する団体等の活動

地域団体が地域住民のよりよい暮らしを実現するために地域単位で活動するのに対し、NPOや短期的なイベント実行委員会などは、特定の目的やテーマに賛同する人びとが組織を形成し、又は参集して、その実現のために活動しています。

これらの団体等の活動は、保健医療、社会教育、環境保全、まちづくり、学術文化、人権擁護、男女共同、子どもの育成など幅広い分野にわたっており、その内容も、組織的に展開されるものや趣味のサークル活動にとどまるもの、行政との接点があるものや全くないもの、活動の歴史の長いものや短いものなど様々です。また、霧島市内にどれだけの数の団体等が存在し、どのような活動が行われているか、正確に把握できていないのが現状です。

これまで、これらの団体等と行政とが、様々な形で協力・連携しながら、公益的な市民活動を推進してきましたが、複数の主体で同じような取り組みが行われていたり、あるいは、活動が特定の市民に限られたものであったりと、様々な課題があります。

～ ボランティア、NPO活動の高まり～

社会情勢が大きく変化する中、価値観や生活様式の多様化・個性化等を背景とした人々の社会参加や自己実現の欲求は、ボランティアやNPOなどによる社会貢献活動として、近年、多種多様な分野で活発になってきています。

ボランティアの活動形態は多様であり、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの登録制度に基づくものや、各種団体の事業に参加するもののほか、身近なところでは自治会組織の活動の中で行われるものもあります。

ボランティア団体及びNPO法人の数 (H17.7.25 現在)

旧市町の区域	ボランティア団体 (県社会福祉協議会登録)	NPO法人(県認証)
国分	33	3
溝辺	6	-
横川	10	-
牧園	9	1
霧島	4	1(うち1団体申請中)
隼人	21	2
福山	14	-
合計	97	7(うち1団体申請中)

3 共生・協働のまちづくりを行っていくための課題

(1) 活力ある個性豊かな自治会組織づくり

共生・協働のまちづくりの核となる自治会組織については、地域の特長を十分に活かし、活発な活動が展開されるよう支援していく必要があります。

(2) 情報を共有できる仕組みづくり

市政に関するさまざまな情報や市民の意見、各種市民団体等の活動状況など、これまで以上に情報を共有できる仕組みを整備していく必要があります。

(3) まちづくりに関する意識の醸成、担い手の育成

市民がまちづくりの主角として、身近なまちづくりの課題解決に積極的に取り組んでいくという意識を育てていくことが必要です。また、これらの活動を担う人材を育てていくことが必要です。

(4) まちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

みんながまちづくりについて考えたり、まちづくりに関わることができるように、まちづくりに参加・参画しやすい仕組みをつくる必要があります。

(5) 活動のための拠点づくり

市民それぞれが、充実した活動ができるよう、まちづくりのための活動拠点やみんなが集える場づくりが必要です。

(6) 市職員の意識改革と市の組織体制の充実

市民と共に進めるまちづくりの重要性や必要性について市の職員が認識を新たにし、それぞれの活動に地域の一員として積極的に参加・参画するよう更なる意識改革を進める必要があります。また、市民の意見・要望等が的確に反映できるよう市の組織体制を充実していく必要があります。

(7) 市の支援施策等を評価する仕組みづくり

市民の公益的な活動に関する支援施策・事務事業のあり方をみんなで考え、その活動を評価し、改善していく仕組みづくりが必要です。

4 共生・協働のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方

(1) 基本原則

共生・協働のまちづくりを進めるにあたり、次の5つの基本原則を設けます。

対等の原則

お互いに対等な関係が前提となります。市民は、共生・協働のまちづくりに関する施策の意思決定に関わりを持ち、責任も共有します。

相互理解の原則

普段から話し合いの場を持ち、お互いが情報を共有し合いながら、相手の立場や状況を正しく理解し、共通の目的に向かって共に行動します。

自立性・自律性の原則

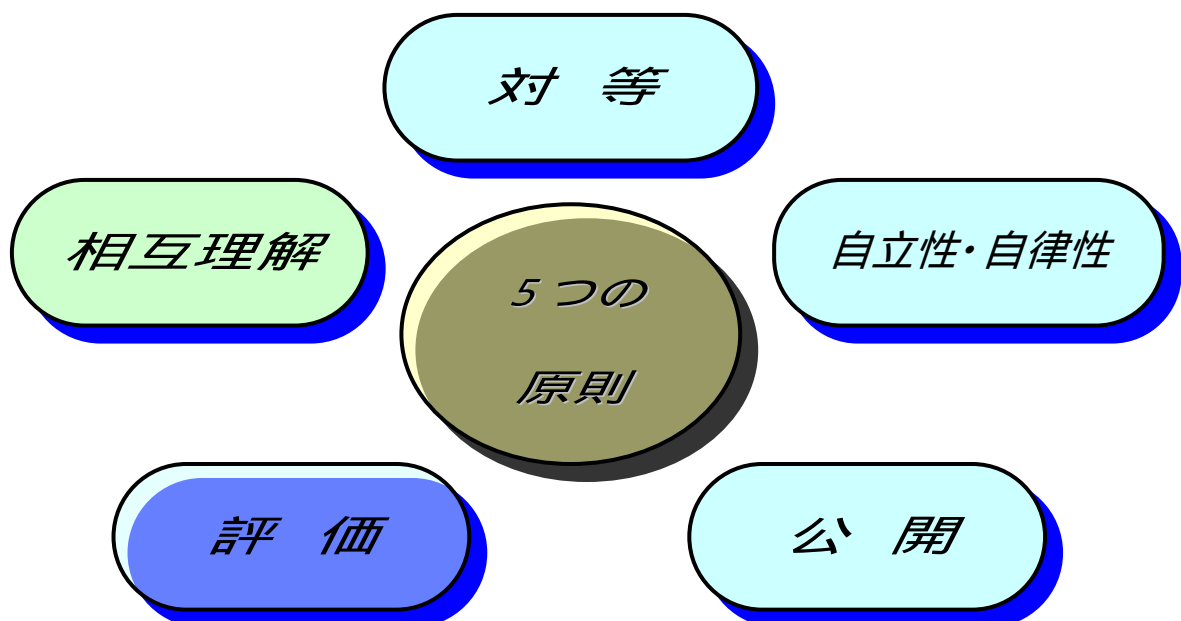
市民活動の自主性や独自性、専門性を最大限尊重し、自立化を推進するとともに、それぞれが自律的に活動するまちづくりを行います。

評価の原則

協働で行った施策、事務事業などを相互に評価し改善することで、共生・協働によるまちづくりの発展に努めます。

公開の原則

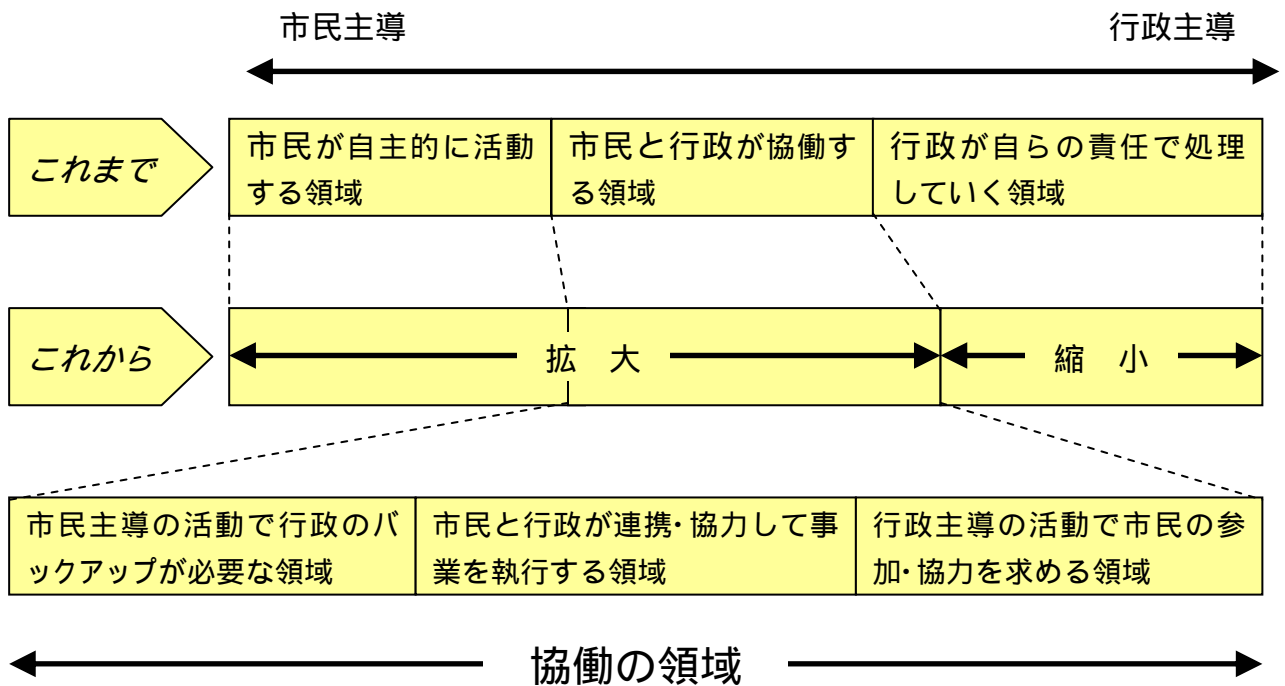
支援、活動状況など、あらゆる協働の内容が、いつも公開されます。



(2) 役割分担

共生・協働のまちづくりを推進するためには、これまで行政が行ってきた公共サービスについて、「市民が自主的に活動する領域」、「市民と行政が協働する領域」、「行政が自らの責任で処理していく領域」を明確にしていく必要があります。

これについては、それぞれの分野等で多種多様なケースが想定されますが、これからのまちづくりでは、全体として、「市民が自主的に活動する領域」と「市民と行政が協働する領域」を拡大する方向で進めていくことになります。



5 共生・協働のまちづくりの基本方針

(1) 活力ある個性豊かな自治会組織づくりを支援します

共生・協働のまちづくりの核となる自治会組織については、各組織の活動の実態把握に努め、各種支援制度を活用しながら、地域の独自性や主体性を尊重した、活力のある自治会組織づくりを推進します。

<参考>

具体的方策	内 容
自治会組織の運営支援	自治会組織の活発な活動を促進するため、運営補助金制度により活動を支援します。なお、運営補助金制度は、随時、内容の統一化、見直しを進めます。
事務委託制度の見直し	自治会組織と行政との連絡調整を行う事務委託制度の委託内容を見直し、自治会組織の事務負担の軽減に努めるとともに、委託料を統一化します。
地区活性化のための支援	地区活性化補助事業を実施し、地区の活性化に取り組む自治会組織を支援します。

(2) 情報を共有し、相互理解を深めます

共生・協働のまちづくりを進める前提として、施策や事業に関連した情報をはじめとする行政情報を積極的に公開します。

また、お互いが情報を提供する機会や手段を充実させ、情報の共有化を促進し、相互理解を深めます。

<参考>

具体的方策	内 容
情報公開の充実	情報公開制度の円滑な運用を行うとともに、審議会等の会議の公開に努めるなど、市政全般の情報が、市民に積極的に提供されるよう情報公開を充実させます。
出前講座 ¹ の実施	市政の関心事項をはじめ、市政の仕組みや制度、事業内容などをわかりやすく市民に説明するとともに、市民の要望や意見を市政に反映させるため、出前講座を実施します。
市報や各種情報誌の充実	市報、ボランティア情報誌、生涯学習関連情報誌、社会福祉関連情報誌等の充実に努めます。
地域情報化計画の策定	行政事務の情報化を計画的に推進するため、地域情報化計画を策定します。

ホームページの充実	わかりやすく、内容が充実したホームページづくりに努め、市政全般に関する情報の発信を行います。
ケーブルテレビの積極的活用	ケーブルテレビを積極的に活用した情報発信を行うとともに、新たな活用方法を検討します。
活動発表の場づくり	地域団体、NPO等の活動発表会を開催し、お互いに情報を共有するとともに、相互理解を促進させます。

(3) まちづくりに関する意識を醸成し、担い手の確保・育成を支援します

市民がまちづくりの主役として、自ら身近なまちづくりの課題解決に積極的に取り組む意識を育てるため、さらには、多くの人たちが公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりを進めます。

<参考>

具体的方策	内 容
講演会、シンポジウム等の開催	市民が主体的にまちづくりに参加する意識を醸成するため、講演会、シンポジウム等を開催します。
リーダー研修会の実施	市民協働のまちづくりの中心的な役割を担う人材を養成するための研修会を実施します。
子どもたちのまちづくりへの参加促進	次世代の市民協働のまちづくりの担い手となる子どもたちを対象に、学校や教育委員会その他の関係機関・団体と連携して、ボランティア活動や地域活動への参加を促進し、意識の向上を図ります。
専門アドバイザー・人材バンク制度の検討	共生・協働のまちづくりを推進するため、地域団体、ボランティア団体、NPO法人等の各種団体から、それぞれの特技、知識、技能を有した人材をアドバイザーとして登録し、各種団体からの要請に応じて、活動を支援する制度の創設を検討します。

(4) まちづくりへの参加・参画を促進します

地域住民が主体となって計画的に地域のまちづくりが展開されるよう「地域まちづくり支援制度」(仮称)の活用を積極的に推進するとともに、公益性や社会貢献度の高い市民活動が活発に展開される仕組みを検討します。

また、すべての市民が公平・公正にまちづくりに参加できるよう、パブリックコメント制度の導入や審議会等の充実を図るとともに、様々な場面でワークショップの活用を推進していきます。

<参考>

具体的方策	内 容
地域まちづくり支援制度の推進	地域住民のまちづくりへの参加・参画を促進するため、地域住民が主体となり自分たちのまちづくり計画を策定し、それを実現するための支援を行う「地域まちづくり支援事業(仮称)」の積極的活用を推進します。
市民活動支援制度の検討	公益性・社会貢献度の高い活動を行う団体等に対し、その活動に応じた支援を行うことにより、市民活動の活性化を促進する「市民活動支援制度」の構築・導入について検討します。
パブリックコメント制度 ² の導入	市の重要施策、事業等の実施について、広く市民の意見等を取り入れ、それを反映させるため、パブリックコメント制度を導入します。
地域審議会 ³ の設置	新市まちづくり計画の執行、市の基本構想及び予算編成の際の事業等に関して、地域の意見等を反映させるため、地域審議会を設置します。
審議会等の充実	各種審議会等の設置の際、委員の公募や女性委員の登用を積極的に行います。
ワークショップ ⁴ の活用	共通の目的達成、問題解決のため、複数のひと(市民と市民あるいは市民と行政)が集まる会議等において、ワークショップの活用を推進します。

(5) 市民活動の拠点づくりを進めます

市民が自発的に地域の課題に取り組み、それぞれが充実した活動を展開できるよう、補助制度の活用や公共施設の有効利用などを通じて、活動拠点施設の整備を支援するとともに、交流の場の提供や日常のミーティングの場の確保に努めます。

<参考>

具体的方策	内 容
各種施設整備補助事業の実施	各種施設整備補助事業を実施し、自治会組織の活動拠点づくりを支援します。
公共施設の有効活用の検討	空き施設(会議室等)の開放や、既存公共施設の夜間利用の拡大について検討し、市民活動の拠点づくりを進めます。

(6) 市職員の意識改革を進め、市の推進体制を充実します

市職員全員が共生・協働によるまちづくりの考え方を十分理解し、多種多様な活動に地域の一員として積極的に参加・参画するよう、様々な機会や手段を通じて職員の意識改革を進めます。

また、市民の意見・要望等が的確に反映された政策形成ができるよう市の推進体制を充実します。

<参考>

具体的方策	内 容
職員研修の実施	地域活動やボランティアなどの市民活動に対する市職員の意識や知識を高めるため、職員研修を実施します。
地域まちづくりサポーター制度の充実	市職員が地域のまちづくり計画の策定、見直し等の実務作業を支援する「地域まちづくりサポーター制度」を充実させます。
庁内推進体制の充実	自治会組織、NPO、ボランティア団体等との協働に係る窓口を一本化し、各担当部署との連携を強化します。 NPO法人化の手続や先進地における自治会組織、NPO、ボランティア団体等の活動事例の提供など、相談機能を充実させます。

(7) 協働事業や支援事業等の結果を評価する仕組みを構築します

行政評価制度を導入し、市民の公益的な活動を支援する施策はもちろんのこと、市の施策・事務事業全般を評価、公表することにより、適正な事業執行と事務事業の改善に努めます。

また、将来的な課題として、行政が自己評価するだけでなく、お互いの活動状況を確認し、評価しあう仕組みについて検討します。

<参考>

具体的方策	内 容
行政評価制度 ⁵ の導入	行政評価制度を導入し、施策や事務事業の適正な事務執行、事務事業の改善を図ります。
市民参加による評価制度の検討	市民と行政が一堂に会して、協働による公益事業の活動成果を評価したり、そのあり方をともに考える場（市民参加会議（仮称））の創設や、行政の施策・事務事業の評価結果を市民が検証する評価委員会の設置などについて検討します。

体系図

市民協働のまちづくりの基本方針

活力ある個性豊かな自治会組織づくりを支援します

自治会組織の運営支援、事務委託制度の見直し、
活性化のための支援（地区活性化補助金） など

情報を共有し、相互理解を深めます

情報公開の充実、出前講座の実施、市報や各種情報誌の充実、
地域情報化計画の策定、ホームページの充実、ケーブルテレビの積極的活用、
活動発表の場づくり など

まちづくりに関する意識を醸成し、担い手の確保・育成を支援します

講演会・シンポジウム等の開催、子どもたちのまちづくりへの参加促進、
リーダー研修の実施、専門アドバイザー・人材バンク制度の検討 など

まちづくりへの参加・参画を促進します

地域まちづくり支援制度の推進、市民活動支援制度の検討、
パブリックコメント制度の導入、地域審議会の設置、ワークショップの活用、
審議会等の充実（公募の実施、女性の登用の推進等） など

市民活動の拠点づくりを進めます

各種施設整備補助事業の実施、公共施設の有効活用の検討 など

市職員の意識改革を進め、市の推進体制を充実します

地域まちづくりサポーター制度の充実、職員研修の実施、
庁内推進体制の充実 など

協働事業や支援事業等の結果を評価する仕組みを構築します

行政評価制度の導入、市民参加による評価制度の検討 など

用語の説明

1：出前講座

職員等が市民の集会等に出向き、市政の関心事項をはじめ、市政の仕組や制度、事業内容等をわかりやすく説明するとともに、市民の要望や意見を聴き、市政に反映させること。

2：パブリックコメント制度

施策や事業を行うにあたり、その趣旨、内容その他必要な事項を事前に公表し、書面等により広く市民から意見を求め、反映させることにより、市民の市政への参加を促進する制度。

3：地域審議会

合併関係市町村（旧市町村）の協議により、期間を定め、合併関係市町村の区域ごとに、合併市町村長の諮問を受け、又は、必要と認める事項について、長に意見を述べる市町村の付属機関。合併特例法に基づいて設置される。

霧島市においても「地域審議会の設置に関する協議」について、1市6町の議会の議決を得ており、合併後のおおむね10年間、地域審議会を1市6町の7区域に設置し、新市まちづくり計画の変更に関する事項、新市まちづくり計画の執行状況に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項などについて、市長の諮問に応じるとともに、予算編成の際の事業等に関する要望等について審議し市長に意見を述べるができることとされている。

4：ワークショップ

仕事場、作業場、研究集会。市民参加型のまちづくりの手法として、複数のひと（市民と市民あるいは市民と行政）が集まり、問題を解決する手段として、参加者の誰もが自由に意見を出して討議し、時には現場を見たり、作業をしたりしながら、共通の目的達成、問題解決のために行われる会議の手法のこと。

5：行政評価制度

政策、施策、事務事業について、事前、時中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの。新市まちづくり計画で「新市において制度を構築する」とされている。

霧島市公共施設名称について

霧島市公共施設名称の基本的考え方

1 「霧島市」を付ける施設

(本庁、学校、単独の施設等の施設)

(例) 国分市役所 霧島市役所

- ・学校関係等(法令の趣旨から従来より市(町)立となっている。)

(例) 隼人町立宮内小学校 霧島市立宮内小学校

 福山町立牧之原中学校 霧島市立牧之原中学校

- ・霧島市管内で単独の施設

(例) 溝辺町西郷公園 霧島市西郷公園

2 「霧島市」の次に「旧市町名」を付ける施設

(旧市町名を付けないと理解しにくいと思われる施設)

- ・霧島市管内に類似の目的をもった複数の施設

(例) 国分市立図書館 霧島市立国分図書館

 隼人町立図書館 霧島市立隼人図書館

 横川町学校給食センター 霧島市立横川学校給食センター

 福山町立学校給食共同調理場 霧島市立福山学校給食センター

 横川町中央公民館 霧島市横川公民館

 溝辺町中央公民館 霧島市溝辺公民館

- ・地区公民館

(例) 牧園町万膳校区公民館 霧島市牧園万膳地区公民館

 霧島町永水地域公民館 霧島市霧島永水地区公民館

 ただし、霧島市民に広く理解されている地区(牧之原・日当山等)については、旧市町名を省略する。

(例) 日当山地区公民館 霧島市日当山地区公民館

3 「旧市町名」等を付ける施設
(既に固有名詞として定着している施設)

(例) 国分漁港 国分シビックセンター
 霧島神話の里公園 サン・あもり

4 「霧島市」及び「旧市町名」を付けない施設
(都市公園条例等及び地域住民に深く浸透している公園等)

(例) 城山公園 城山公園 上床公園 上床公園
 丸岡公園 丸岡公園 見次公園 見次公園

5 根本的に名称を変更する施設
(合併を機に新たに名称変更をする施設)

(例) 国分市視聴覚センター 霧島市メディアセンター
 牧園町総合体育館 霧島市牧園アリーナ

(注)「霧島市立」 + とする施設

学校(保育園等を含む) 学校給食センター 図書館 郷土館等
老人ホーム 医療センター

霧島市公共施設の名称を整理したので、報告するものである。

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
国 分 市	1 国分市役所	霧島市役所 霧島市国分総合支所	1
	2 国分市民会館	霧島市民会館	1
	3 国分シビックセンター	国分シビックセンター	3
	4 国分市多目的ホール	霧島市多目的ホール	1
	5 国分市民広場	霧島市民広場	1
	6 国分市お祭り広場	霧島市お祭り広場	1
	7 国分市ローカルエネルギー館	霧島市ローカルエネルギー館	1
	8 国分キャンプ海水浴場	霧島市国分キャンプ海水浴場	2
	9 国分ハイテク展望台	霧島市国分ハイテク展望台	2
	10 国分市立公民館	霧島市国分公民館	2
	11 国分市営農研修センター	霧島市国分営農研修センター	2
	12 国分市本戸営農研修施設	霧島市国分本戸営農研修施設	2
	13 国分市松木営農研修施設	霧島市国分松木営農研修施設	2
	14 国分市畜産研修センター	霧島市国分畜産研修センター	2
	15 国分市教育委員会分室 (国分市立青少年補導センター)	霧島市立青少年育成センター	1
	16 国分市勤労青少年ホーム	霧島市勤労青少年ホーム	1
	17 国分市川原地区加工貯蔵施設	霧島市国分川原地区加工貯蔵施設	2
	18 国分漁港	国分漁港	3
	19 国分市視聴覚センター	霧島市メディアセンター	5
	20 いきいき国分交流センター	霧島市いきいき国分交流センター	2
	21 新町生活改善センター	霧島市国分新町生活改善センター	2
	22 広瀬生活改善センター	霧島市国分広瀬生活改善センター	2
	23 野口生活改善センター	霧島市国分野口生活改善センター	2
	24 上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場	霧島市国分上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場	2
	25 国分市向花地区コミュニティセンター	霧島市国分向花地区コミュニティセンター	2
	26 国分市川内地区コミュニティセンター	霧島市国分川内地区コミュニティセンター	2
	27 国分市福島地区コミュニティ供用施設	霧島市国分福島地区コミュニティ供用施設	2
	28 国分市姫城広報研修施設	霧島市国分姫城広報研修施設	2
	29 国分中央地区共同利用施設	霧島市国分中央地区共同利用施設	2
	30 国分市府中地区共同利用施設	霧島市国分府中地区共同利用施設	2
	31 国分市木原地区集会所	霧島市国分木原地区集会所	2
	32 国分市上之段地区集会所	霧島市国分上之段地区集会所	2
	33 国分市郡山地区集会所	霧島市国分郡山地区集会所	2
	34 国分市上小川地区集会所	霧島市国分上小川地区集会所	2
	35 国分市下井地区集会所	霧島市国分下井地区集会所	2
	36 国分市平山地区集会所	霧島市国分平山地区集会所	2
	37 国分市中央地区集会所	霧島市国分中央地区集会所	2
	38 国分市南地区老人集会施設	霧島市国分南地区老人集会所	2
	39 国分市北地区老人集会施設	霧島市国分北地区老人集会所	2
	40 国分市湊多目的集会施設	霧島市国分湊多目的集会施設	2

国	41	国分市上井多目的集会施設	霧島市国分上井多目的集会施設	2		
	42	国分市清水多目的集会施設	霧島市国分清水多目的集会施設	2		
	43	国分市川原多目的集会施設	霧島市国分川原多目的集会施設	2		
	44	国分市塚脇多目的集会施設	霧島市国分塚脇多目的集会施設	2		
	45	国分市立郷土館	霧島市立国分郷土館	2		
	46	国分市立図書館	霧島市立国分図書館	2		
	47	国分市働く婦人の家	霧島市働く婦人の家	1		
	48	国分市総合体育館	霧島市国分体育館	2		
	49	国分海浜公園体育館	霧島市国分海浜公園体育館	2		
	50	国分市武道館	霧島市国分武道館	2		
	51	国分市武道館	霧島市国分弓道場	2		
	52	国分市民プール公園	霧島市国分総合プール	2		
	53	国分市中央体育センター	霧島市国分中央体育センター	2		
	54	国分市児童体育館	霧島市国分児童体育館	2		
	55	国分相撲道場	霧島市国分相撲道場	2		
	56	国分運動公園陸上競技場	霧島市国分陸上競技場	2		
	57	国分運動公園国分球場	霧島市国分野球場	2		
	58	国分運動公園国分庭球場	霧島市国分庭球場	2		
	59	国分運動公園多目的広場	霧島市国分多目的広場	2		
	60	国分運動公園多目的屋内運動場	霧島市国分多目的屋内運動場	2		
	分	61	南公園ソフトボール場	霧島市国分南公園ソフトボール場	2	
		62	国分海浜公園ソフトボール場	霧島市国分海浜公園ソフトボール場	2	
		63	国分海浜公園庭球場	霧島市国分海浜公園庭球場	2	
		64	国分海浜公園多目的広場	霧島市国分海浜公園多目的広場	2	
		65	国分海浜公園第一グラウンド	霧島市国分海浜公園第一グラウンド	2	
		66	国分海浜公園第二グラウンド	霧島市国分海浜公園第二グラウンド	2	
		67	国分北公園多目的広場	霧島市国分北公園多目的広場	2	
		市	68	北公園庭球場	霧島市国分北公園庭球場	2
			69	国分市保健センター	霧島市国分保健センター	2
			70	国分市立舞鶴園	霧島市立国分舞鶴園	2
	71		国分市ひまわり園	霧島市国分ひまわり園	2	
	72		国分市障害者福祉施設	霧島市国分障害者福祉施設	2	
73	国分市立総合福祉センター		霧島市国分総合福祉センター	2		
74	国分市立土曜休日夜間診療所		霧島市国分土曜休日夜間診療所	2		
75	鹿児島県国分市立国分中央高等学校		鹿児島県霧島市立国分中央高等学校	2		
76	国分市黒石岳森林公園		霧島市国分黒石岳森林公園	2		
77	城山公園		城山公園	4		
78	国分運動公園	国分運動公園	3			
79	中央児童公園	中央児童公園	4			
80	東公園	東公園	4			
81	中央公園	中央公園	4			
82	南公園	南公園	4			

国	83	福島児童公園	福島児童公園	4	
	84	国分海浜公園	国分海浜公園	3	
	85	北公園	北公園	4	
	86	児童の森	児童の森	4	
	87	広瀬西公園	広瀬西公園	4	
	88	正覚寺公園	正覚寺公園	4	
	分	89	西地区コミュニティ広場	西地区コミュニティ広場	4
		90	松木野口地区ふれあい広場	松木野口地区ふれあい広場	4
91		湊地区コミュニティ広場	湊地区コミュニティ広場	4	
92		東その山地区コミュニティ広場	東その山地区コミュニティ広場	4	
93		こがのもりコミュニティ広場	こがのもりコミュニティ広場	4	
市	94	郡山地区コミュニティ広場	郡山地区コミュニティ広場	4	
	95	姫城コミュニティ広場	姫城コミュニティ広場	4	
	96	清水地区コミュニティ広場	清水地区コミュニティ広場	4	

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
溝 辺 町	1 溝辺町役場	霧島市溝辺総合支所	1
	2 溝辺町西郷公園	霧島市西郷公園	1
	3 溝辺町上床公園	霧島市上床公園	1
	4 溝辺町物産館	霧島市溝辺物産館	2
	5 溝辺町営農研修センター	霧島市溝辺営農研修センター	2
	6 溝辺町コミュニティセンター	霧島市溝辺コミュニティセンター	2
	7 溝辺町家畜集合検査場	霧島市溝辺家畜審査場	2
	8 溝辺町中央公民館	霧島市溝辺公民館	2
	9 溝辺町崎森地区公民館	霧島市溝辺崎森地区公民館	2
	10 みそめ館	霧島しみそめ館	1
	11 溝辺町中央公民館図書室	霧島市溝辺図書室	2
	12 溝辺町竹子集会センター	霧島市溝辺竹子集会センター	2
	13 麓地区共同利用施設	霧島市溝辺麓地区共同利用施設	2
	14 溝辺町青少年の家	霧島市溝辺青少年の家	2
	15 溝辺町学校給食センター	霧島市立溝辺学校給食センター	2
	16 溝辺町総合体育館	霧島市溝辺体育館	2
	17 溝辺総合運動場	霧島市溝辺運動場	2
	18 溝辺町営弓道場	霧島市溝辺弓道場	2
	19 溝辺町多目的交流施設上床どーむ	霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむ	2
	20 溝辺町保健福祉センター	霧島市溝辺保健福祉センター	2
	21 溝辺町立ふれあい温泉センター	霧島市溝辺ふれあい温泉センター	2

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
横 川 町	1 横川町役場	霧島市横川総合支所	1
	2 横川町立健康温泉センター	霧島市横川健康温泉センター	2
	3 横川町バンガロー及び林間広場	霧島市丸岡バンガロー	1
	4 横川町丸岡会館	霧島市まるおか桜苑	1
	5 横川町特産品直売所・食材供給施設	霧島市横川特産品直売所・食材供給施設	2
	6 横川町農村勤労福祉センター	霧島市横川丸岡会館	2
	7 横川町勤労者技術研修館	霧島市横川勤労者技術研修館	2
	8 横川町農業交流センター	霧島市横川農業交流センター	2
	9 山ヶ野ふれあい交流館	霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館	2
	10 横川町床波活性化センター	霧島市横川床波活性化センター	2
	11 横川町上小脇活性化センター	霧島市横川上小脇活性化センター	2
	12 横川町正牟田活性化センター	霧島市横川正牟田活性化センター	2
	13 横川町紫尾田活性化センター	霧島市横川紫尾田活性化センター	2
	14 横川町家畜管理所	霧島市横川家畜審査場	2
	15 横川町横川郷土館	霧島市立横川郷土館	2
	16 横川町中央公民館	霧島市横川公民館	2
	17 横川郷土館図書室	霧島市横川図書室	2
	18 横川町学校給食センター	霧島市立横川学校給食センター	2
	19 横川町総合体育館	霧島市横川体育館	2
	20 横川町総合運動場	霧島市横川運動場	2
	21 横川町町民温水プール	霧島市横川温水プール	2
	22 横川町保健センター	霧島市横川保健センター	2
	23 横川町立養護老人ホーム長安寮	霧島市立横川長安寮	2
	24 丸岡公園	丸岡公園	4
	25 あさひ公園	あさひ公園	4

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
牧 園 町	1 牧園町役場	霧島市牧園総合支所	1
	2 牧園町菅関平温泉	霧島市菅関平温泉	1
	3 牧園町菅関平鉱泉所	霧島市菅関平鉱泉所	1
	4 霧島高原国民休養地	霧島高原国民休養地	3
	5 牧園町青少年の家	霧島市牧園青少年の家	2
	6 牧園町立学校給食センター	霧島市立牧園学校給食センター	2
	7 牧園町公民館	霧島市牧園公民館	2
	8 牧園校区公民館	霧島市牧園地区公民館	2
	9 万膳校区公民館	霧島市牧園万膳地区公民館	2
	10 中津川校区公民館	霧島市牧園中津川地区公民館	2
	11 持松校区公民館	霧島市牧園持松地区公民館	2
	12 三体校区公民館	霧島市牧園三体地区公民館	2
	13 高千穂校区公民館	霧島市牧園高千穂地区公民館	2
	14 牧園町公民館図書室	霧島市牧園図書室	2
	15 牧園町総合体育館	霧島市牧園アリーナ	5
	16 みやまの森運動公園	霧島市牧園みやまの森運動場	2
	17 牧園町B & G海洋センター	霧島市牧園B & G海洋センター	2
	18 牧園町持松運動場	霧島市牧園持松運動場	2
	19 牧園町石坂運動場	霧島市牧園石坂運動場	2
	20 牧園町保健センター	霧島市牧園保健センター	2
	21 牧園町立塩浸温泉福祉の里	霧島市塩浸温泉福祉の里	1
	22 牧園町老人福祉センター	霧島市牧園老人福祉センター	2
	23 牧園町福祉給食センター	霧島市牧園福祉給食センター	2
	24 牧場クリーンセンター	牧場クリーンセンター	3

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
霧 島 町	1 霧島町役場	霧島市霧島総合支所	1
	2 霧島町観光案内所	霧島市霧島観光案内所	2
	3 霧島町畜産審査場	霧島市霧島家畜審査場	2
	4 霧島町野外緑地広場バンガロー	霧島緑の村	3
	5 霧島町緑の村施設(体育館)		
	6 霧島町緑の村施設(運動場)		
	7 霧島神話の里公園	霧島神話の里公園	3
	8 霧島町多目的集会施設	霧島市霧島多目的集会施設	2
	9 霧島町農産物処理加工施設	霧島市霧島農畜産物処理加工施設	2
	10 霧島町立学校給食センター	霧島市立霧島学校給食センター	2
	11 霧島町中央公民館	霧島市霧島公民館	2
	12 霧島町永水地域公民館	霧島市霧島永水地区公民館	2
	13 霧島町田口地域公民館	霧島市霧島田口地区公民館	2
	14 霧島町中央公民館図書室	霧島市霧島図書室	2
	15 霧島町立歴史民俗資料館	霧島市立霧島歴史民俗資料館	2
	16 霧島町営総合運動場	霧島市霧島運動場	2
	17 霧島町弓道場	霧島市霧島弓道場	2
	18 霧島町福祉作業所	霧島市霧島福祉作業所	2
	19 霧島町老人憩の家	霧島市霧島老人憩の家	2
	20 霧島町保健福祉センター	霧島市霧島保健福祉センター	2
	21 霧島町立温泉健康増進交流センター	霧島市霧島温泉健康増進交流センター	2

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
隼 人 町	1 隼人町役場	霧島市隼人総合支所	1
	2 天降川地区共同利用施設	霧島市隼人天降川地区共同利用施設	2
	3 糸走地区共同利用施設	霧島市隼人糸走地区共同利用施設	2
	4 日当山地区共同利用施設	霧島市日当山地区共同利用施設	2
	5 嘉例川地区共同利用施設	霧島市隼人嘉例川地区共同利用施設	2
	6 永浜漁港	永浜漁港	3
	7 隼人町立小浜海水浴場休憩所	霧島市小浜海水浴場休憩所	1
	8 浜之市ふれあいセンター	霧島市浜之市ふれあいセンター	2
	9 松永農産物加工施設	霧島市隼人松永農産物加工施設	2
	10 隼人町農村環境改善センター	霧島市隼人農村環境改善センター	2
	11 隼人町真孝西集会所	霧島市隼人真孝西集会所	2
	12 隼人町立人権啓発センター	霧島市隼人人権啓発センター	2
	13 サン・あもり	サン・あもり	3
	14 隼人町立学校給食センター	霧島市立隼人学校給食センター	2
	15 隼人町立公民館	霧島市隼人公民館	2
	16 小浜地区公民館	霧島市隼人小浜地区公民館	2
	17 小野地区公民館	霧島市隼人小野地区公民館	2
	18 富隈地区公民館	霧島市隼人富隈地区公民館	2
	19 宮内地区公民館	霧島市隼人宮内地区公民館	2
	20 姫城地区公民館	霧島市隼人姫城地区公民館	2
	21 日当山地区公民館	霧島市日当山地区公民館	2
	22 松永地区公民館	霧島市隼人松永地区公民館	2
	23 中福良地区公民館	霧島市隼人中福良地区公民館	2
	24 隼人町立図書館	霧島市立隼人図書館	2
	25 隼人町立歴史民俗資料館	霧島市立隼人歴史民俗資料館	2
	26 隼人町立隼人塚史跡館	霧島市立隼人塚史跡館	2
	27 隼人町営体育館	霧島市隼人体育館	2
	28 隼人町営運動場	霧島市隼人運動場	2
	29 隼人町営庭球場	霧島市隼人庭球場	2
	30 隼人町営弓道場	霧島市隼人弓道場	2
	31 隼人町営武道場	霧島市隼人武道場	2
	32 隼人町営温水プール	霧島市隼人温水プール	2
	33 隼人町営相撲道場	霧島市隼人相撲道場	2
	34 隼人町立保健センター	霧島市隼人保健センター	2
	35 隼人町立日当山春光園	霧島市立日当山春光園	2
	36 隼人町立老人給食センター	霧島市隼人老人給食センター	2
	37 隼人町障害者福祉作業所	霧島市隼人障害者福祉作業所	2
	38 隼人町立総合福祉センター	霧島市隼人総合福祉センター	2
	39 隼人町立医師会医療センター	霧島市立医師会医療センター	1
	40 隼人町国民保養センター（ひなたやま荘）	霧島市隼人国民保養センター	2
	41 隼人駅前公園	隼人駅前公園	3

隼 人 町	42	町後公園	町後公園	4
	43	大津公園	大津公園	4
	44	辻公園	辻公園	4
	45	見次公園	見次公園	4
	46	小路公園	小路公園	4
	47	小浜公園	小浜公園	4
	48	日当山温泉公園	日当山温泉公園	4
	49	三田坪公園	三田坪公園	4
	50	姫城中央公園	姫城中央公園	4
	51	姫城公園	姫城公園	4
	52	西瓜川原公園	西瓜川原公園	4
	53	稻荷山公園	稻荷山公園	4
	54	住吉運動公園	住吉運動公園	4
	55	垂水公園	垂水公園	4
	56	中姫城公園	中姫城公園	4
	57	天降川運動公園	天降川運動公園	4
	58	武安公園	武安公園	4
	59	嘉例川駅前公園	嘉例川駅前公園	4

公 共 施 設 名 称 一 覧

	合併前の施設名称	霧島市での施設名称	備 考
福 山 町	1 福山町役場	霧島市福山総合支所	1
	2 福山町ふくふくふれあい館	霧島市福山ふくふくふれあい館	2
	3 福山町活性化センター	霧島市福山活性化センター	2
	4 福山町農村婦人の家	霧島市福山農村婦人の家	2
	5 福山町生活改善センター	霧島市福山生活改善センター	2
	6 福山町農村青年の館	霧島市福山農村青年の館	2
	7 福山町食の交流館	霧島市福山食の交流館	2
	8 福山町多目的交流施設(まきば館)	霧島市福山多目的交流施設(まきば館)	2
	9 福山町畜産センター	霧島市福山家畜審査場	2
	10 福山町立学校給食共同調理場	霧島市立福山学校給食センター	2
	11 福山町中央公民館	霧島市福山公民館	2
	12 福山町福山地区公民館	霧島市福山公民館分館	2
	13 小廻地区コミュニティーセンター	霧島市福山小廻地区公民館	2
	14 大廻地区コミュニティーセンター	霧島市福山大廻地区公民館	2
	15 西牧ノ原地区コミュニティーセンター	霧島市西牧之原地区公民館	2
	16 東牧ノ原地区コミュニティーセンター	霧島市東牧之原地区公民館	2
	17 下牧ノ原地区コミュニティーセンター	霧島市下牧之原地区公民館	2
	18 福地地区コミュニティーセンター	霧島市福山福地地区公民館	2
	19 福沢地区コミュニティーセンター	霧島市福山福沢地区公民館	2
	20 佳例川地区コミュニティーセンター	霧島市福山佳例川地区公民館	2
	21 比曾木野地区生活改善センター	霧島市福山比曾木野地区公民館	2
	22 福山町中央公民館図書室	霧島市福山図書室	2
	23 福山町営体育館	霧島市福山体育館	2
	24 福山町牧之原運動公園	霧島市牧之原運動場	2
	25 福山町磯脇運動公園	霧島市福山運動場	2
	26 福山町営プール	霧島市福山プール	2
	27 福山パークゴルフ場	霧島市福山パークゴルフ場	2
	28 福山町総合運動公園	霧島市福山総合運動公園	2
	29 佳例川地区多目的集会施設	霧島市福山佳例川地区体育館	2
	30 比曾木野地区体育館	霧島市福山比曾木野地区体育館	2
	31 福沢地区体育館	霧島市福山福沢地区体育館	2
	32 福地地区体育館	霧島市福山福地地区体育館	2
	33 大廻地区体育館	霧島市福山大廻地区体育館	2
	34 福山町牧之原老人憩の家	霧島市牧之原老人憩の家	2
	35 福山町福山老人憩いの家	霧島市福山老人憩の家	2
	36 福山町老人給食センター	霧島市福山老人給食センター	2
	37 牧之原近隣公園	牧之原近隣公園	4
	38 鉄道記念公園	鉄道記念公園	4
	39 亀割公園	亀割公園	4
	40 多目的広場まきばド - ム	多目的広場まきばド - ム	4

共通施設	1	市立 保育園 町立 保育園・所	旧市町の呼称と同じ 例)霧島市立 保育園	1
	2	市立 小学校 町立 小学校	旧市町の呼称と同じ 例)霧島市立 小学校	1
	3	市立 中学校 町立 中学校	旧市町の呼称と同じ 例)霧島市立 中学校	1
	4	団地 住宅 ハイツ タウン ハイタウン	旧市町での呼称と同じ 例)霧島市国分 団地	2
	5	地区飲雑用水施設	旧市町の呼称と同じ	3
	6	地区夜間照明施設 小学校夜間照明施設 広場夜間照明施設	旧市町の呼称と同じ	3
	7	国分共同斎場	霧島市国分斎場	2
	8	国分地区敷根清掃センター	霧島市敷根清掃センター	1
	9	国分地区し尿処理場	霧島市国分地区し尿処理場	2
	10	国分隼人クリーンセンター	国分隼人クリーンセンター	3
	11	牧園・横川町衛生管理組合「清水館」	霧島市牧園・横川地区し尿処理場	2
	12	国分第1中継ポンプ場	国分第1中継ポンプ場	3
	13	隼人第1中継ポンプ場	隼人第1中継ポンプ場	3

消防関係施設	1	国分地区消防組合消防本部	霧島市消防局	1
	2	国分地区消防組合中央消防署	霧島市消防局中央消防署	1
	3	姶良郡西部消防組合溝辺分遣所	霧島市消防局中央消防署溝辺分遣所	1
	4	大口市外四町消防組合横川分遣所	霧島市消防局北消防署横川分遣所	1
	5	国分地区消防組合北消防署	霧島市消防局北消防署	1
	6	国分地区消防組合北消防署霧島分遣所	霧島市消防局北消防署霧島分遣所	1
	7	国分地区消防組合中央消防署隼人分遣所	霧島市消防局中央消防署隼人分遣所	1
	8	国分地区消防組合中央消防署福山分遣所	霧島市消防局中央消防署福山分遣所	1